

刑務所及びその環境

内部の構造

- 12.01 2003 年版 SOAT Annual Report on Women Prison Conditions in Sudan は、スーダンの刑務所の構造について伝えている。「同国の刑務所は、連邦(Federal)、州(Provincial)、地域(Regional)、中央(Central)、公開・準公開・精神病院(Open and Semi-Open and Mental Asylums)の 5 つの部門に分かれている。」[15c] (1 ページ)
- 12.02 同報告書は、全 7 種類の刑務所について次のようにまとめている。

Federal: 常習的犯罪者、異常行動等による特別なニーズを持った囚人、hudud(肉体的罰則が法で認められた罪)関連の犯罪及び命令拒否等の異常行動を取る者。

Provincial: 中長期の服役刑を受けた初犯者、州出身の hudud 関連の囚人及び特別なニーズを持った者

Regional and Central: 中長期の服役刑を受けた常習的犯罪者及び初犯者

Open and Semi-Open camp: 職業や年齢を考慮した上での初犯者及び「前向きな態度」の囚人

Mental Asylum: 1991 年刑法の第 4 条に当てはまる者及び精神的に不安定で通常の収容環境では刑期を全うすことができない者。[15c] (1-2 ページ)

刑務所の環境

- 12.03 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「刑務所の環境は依然として劣悪で、混雑しており、命の危険にさらされる状況である。大部分の刑務所は老朽化し保全状況もひどく、トイレやシャワー等の基本的なものが揃っていない。健康管理は粗末なレベルで、食糧は不足している。刑務所の職員は、恣意的に囚人の家族の訪問を認めていない。高い地位にあった政治犯は、他の囚人たちよりも良い待遇を受けているという報道がしばしばある。政府は、国内の人権監視員の定期的な刑務所への立ち入りを認めていなかった。2005 年 8 月に、政府は国連の監視員による自由な立ち入りを許可したが、5 月 3 日には UN High Commissioner for Human Rights の首都 Khartoum 北部にある

Khobar 刑務所の NISS 部門への訪問要請を拒否したのだった。（第 1 節 e 参照）政府は同年、ICRC の政府管理下の刑務所への訪問を認めなかった。[3a]（第 1 節 c）

- 12.04 2003 年版 SOAT Annual Report on Women Prison Conditions in Sudan によると、Marawi 刑務所及び Kousti 刑務所には男女両方の囚人が収容されているということである。[15c]（10, 11 ページ）Marawi 刑務所には医療スタッフが 1 人もいないため、健康管理部門が設置されていない。[15c]（11 ページ）しかし、Kousti 刑務所の場合、囚人の間で重大な健康問題は発生しなかった。同刑務所内には医療部門が設置されており、過去には医療補助員が刑務所の健康関連業務を監督し、囚人の健康状態を診ていた。[15c]（12 ページ）

女性の囚人

- 12.05 2003 年版 SOAT の同報告書はさらに、取材した刑務所のそれぞれにおける居住及び保健環境の詳細について伝えている。[15c] Omdurman の場合、州は毛布やシーツを支給しておらず、刑務所は慈善活動に依存している。[15c]（7 ページ）健康状態の良くない囚人たちは、Omdurman の Al Tigani Al Mahi 病院か、もしくは Kober（刑務所当局の部局の 1 つ）の Central 精神病院に移送された。[15c]（7 ページ）
- 12.06 同報告書はまた、Kousti 女性刑務所について次のように記載している。
「45 名の入所者があり、その子供が合計で 12 人いる。午後 5 時から午前 5 時の間は、囚人たちは 1 つの部屋の一画しか使うことが許されず、この部屋には入所者の 4 分の 1 も入れないほどの狭さである。ベッドも 4 つしかなく、それも入所者の中の 4 人の個人的な持ち物である。[15c]（13 ページ）Kousti 刑務所の場合、囚人たちはほぼ常に手錠でつながれており、特に病院を訪れるときにはグループで一緒につながれた状態である。[15c]（14 ページ）
- 12.07 2006 年 3 月 8 日に APCI に提出したコメントの中で UNHCR は、首都 Khartoum にある Omdurman 刑務所の女性囚人の大部分が酒類の違法な製造と流通の容疑で収容されており、その女性たちのほとんどが首都郊外のキャンプに住む IDPs であると報告している。多くの女性たちは、生まれたばかりの赤ん坊から 5 歳までの幼い子供を連れて劣悪な環境の中で収容されている。[20a]（3 ページ）

刑務所の子供たち

- 12.08 2006 年版 USSD 報告書は、未成年者が大人と一緒に刑務所に収容されることが多い、大人の受刑者から性的虐待に遭うこともあると伝えている。 [3a] (第 1 節 c) 2006 年 3 月 8 日付の UNHCR による APCI へのコメントでは、子供たちは大人と一緒に収容されており、別々の収容施設が備え付けられていないとされている。 [20a] (4 ページ) 2003 年版 SOAT Annual Report on Women Prison Conditions in Sudan は、男女共用の Kousti 刑務所について次のように報告している。「未成年者用の別の収容場所はなく、法律で大人と一緒にすることが認められていないため、子供たちは独居房に監禁されている。」 [15c] (12 ページ) また、 Omdurman 刑務所については、母親と一緒に入所している子供たちは、 (Omdurman 地区にある) Bayt al Maal Primary School に通っている。 [15c] (9 ページ)
- 12.09 2004 年 4 月付 SOAT Report on Reformatories in Sudan には、次のように記載されている。「 1950 年代から、法廷係争中の未成年者を大人の囚人から離すために、 6 つの少年院が設置された。これらの少年院は国の各地にあった。具体的には、南スーダン (Maridi Reformatory) 、西スーダン (Shalla Reformatory) 、中央スーダン及び Khartoum 州 (Abu Goota Reformatory, Abu Jeili Reformatory, Kober Reformatory 及び Jirief Reformatory) である。 [15b] (1 ページ) スーダンで実際に稼動していた 2 つの少年院は、 Khartoum の Jireif 地域にある Jireif Reformatory と Khartoum North の Kobe Reformatory であった。 [15b] (1 ページ) また、 Kober Reformatory においては、健康診断も医療部門さえない。そのため、皮膚病の問題が広がっている。深刻な場合には、近くの治安部隊の病院まで運ばれることもある。 [15b] (12 ページ) どちらの少年院にも共通する罰則は、独居房への監禁、鞭打ち、そしてこれは特に Kober の場合に甚だしいが、残酷で非人間的な作業を強要されることである。 [15b] (11, 13 ページ)
- 12.10 また、 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「政府は路上で生活している子供たちのために “ 矯正キャンプ ” を設置している。犯罪を犯したホームレスの子供たちはこれらのキャンプに送られ、無期限に拘束される。キャンプでの健康管理と教育は全体的に粗末なもので、基本的な居住環境も劣悪である。非イスラム教徒を含めてキャンプの子供全員がコーランを勉強しなければならず、非イスラム教

徒をイスラム教に改宗させようという圧力もかけられる。」[3a]（第5節）

12.11 ホームレスの子供たちだけでなく、家族と離れ離れになった子供たちも拘束状態から解放されるためには保釈金が必要であり、裁判前に不当な長期の拘束を強いられることがよくある。UN Police の報告では、家族には子供の逮捕が知らされておらず、保釈金や食糧援助を必要としていることも知らずにいることが絶えず伝えられている。保釈金を払ってくれる家族のいない子供は、検察官の許可が下りるまで拘束されし続けることになる。ただし、その許可が下りるタイミングは悪く、明らかに一時的なものである。（2006年3月8日 UNHCR）[20a]（4ページ）

刑務所及びその環境：南スーザン

内部の構造

12.12 南スーザン暫定憲法（ICSS）の第 161 条には次のように規定されている。

- (1) Prisons Service of Southern Sudan として知られる服役刑務が創設されるものとし、それは分権化された専門業務とする。その使命は、懲罰的、矯正的かつ更正的なものとする。同刑務は人民の意思、法と秩序の支配及び市民政府、民主主義、人権を尊重するものとする。
- (2) 同刑務は、南スーザン及び南スーザン諸州のレベルで組織されるものとする。
- (3) 同刑務は、管轄大臣の推薦及び大臣評議会の承認に基づいて南スーザン政府大統領によって任命された刑務所長官が統括するものとする。
- (4) 刑務所の役割は、特に南スーザン政府の刑務所の管理、運営及び維持と受刑者及び入所者の健康の補助及び管理とする。
- (5) 服役刑務の組織、権限及び条件は、法によって規定されるものとする。
- (6) 刑務所当局は、受刑者を人間的に待遇するものとする。残酷で非人間的、すなわち受刑者の尊厳を傷つけたり、あるいは健康を危険にさらすようないかなる待遇も、法によって禁止され罰せられるものとする。（*Sudan Tribune* 紙）[12d]

12.13 2006 年 3 月 8 日に APCI に提出したコメントの中で UNHCR は、2003 年新スーザン刑務所法 (New Sudan Prisons Act of 2003) が既に法制化され、現在施行されていると伝えている。[20a] (2 ページ) また、同法は、現在 Ministry of legal Affairs and Constitutional Development の弁護団によって履行されている CPA の規定に沿うように軽微な修正が必要である。[20a] (3 ページ)

12.14 同法それ自体は、Prison Forces の組織構成、義務及び権限、Prison Forces 職員の任命及び義務、職員によるいかなる違反行為に対する罰則について概説するものである。[18h] (Prisons Act)

12.15 同法は次のように規定している。「同法令は様々な階級の受刑者の地位、あるいは性別、前科、服役期間及び待遇条件によるその分類を明文化するものとする。」[18h] (Prisons Act: 第 7 章, 第 42 節)

刑務所は、以下の種類に分けられることとする。

- (a) 中央刑務所
- (b) 州刑務所
- (c) 第一地方刑務所
- (d) 第二地方刑務所
- (e) 公開及び非公開キャンプ
- (f) 精神病院
- (g) 少年院
- (h) 未成年者収容院 [18h] (Prisons Act: 第 7 章, 第 42 節)

12.16 同法はさらに、性別、年齢、善良な生活態度及び受刑者が以前有罪判決を受けたことがあるか、あるいは再拘留されているか等の要素に鑑みて、受刑者の待遇を明文化するものとする。[18h] (Prisons Act: 第 7 章, 第 43-54 節)

12.17 2007 年 9 月 14 日付 UN News は、同国の老朽化した刑務サービスを再建し、南北間の内戦を戦った元兵士を市民生活に復帰させるための UNDP による援助努力の一環として、南スーザンに刑務所職員訓練所が開設されたと報じた。[6ai] UNDP は記者会見を開き、これから半年間のうちに、昨日 9 月 13 日に開設された Lologo 地域訓練所は南部出身の反乱グループである SPLA の元兵士を最高 1,500 人まで受け入れる方針

を明らかにした。最初に受け入れる 550 名の元兵士の 3 ヶ月入門指導プログラムが既に始まっており、その間に間もなく専門家養成コースも開かれ、指導員、福祉指導職員、医療スタッフ及び組織運営に関する指導も始まることになっている。[6ai] 同報告はさらに、刑務サービス改善プログラムは、21 年間にわたるスーダン南北間の内戦を終結させた 2005 年 1 月の和平協定履行に向けた UNDP の支援活動の一環であるとも伝えている。[6ai]

刑務所の環境

- 12.18 2006 年 3 月 8 日に APCI に提出したコメントの中で、UNHCR は Rumbek 刑務所の極めて劣悪な環境について次のように述べている。

「それぞれ男女用に 2 つの棟があるが、設備は不足している。ベッドも医療室もない。女性棟にはトイレが 2 つある。男性受刑者は、刑務所の広い空間に座っているときには“鎖でつながれ”ている。食糧は受刑者の親類縁者や時に Rumbek 教会から提供されている。資金不足のため、刑務所当局は食糧を提供することができない。栄養失調の受刑者が目撃されている例もある。」[20a] (3 ページ)

- 12.19 UNHCR はまた次のように伝えている。「Prisons Act の規定に従って、裁判前の拘束者と有罪判決を受けた犯罪者は分けられていない。[20a] (3 ページ) [18h] (Prisons Act: 第 7 章, 第 51 節) 未成年者は家族の犯した罪のために収容されている。[20a] (4 ページ) 子供は大人と一緒に収容されており、別々の施設が設けられていない。遊び用や教育用の施設もない。同刑務所で最年少の受刑者は、殺人で有罪になった 8 歳の少年だと報道されている。[20a] (4 ページ)

- 12.20 さらに、UNHCR の 2006 年 3 月 8 日の発表には次のような内容も含まれている。「刑務所への立ち入りは認められている。Rumbek 教会の人たちと現地 NGO の Bahr el Gazal Women's development Council – Department Women in the Law が定期的に刑務所を訪れ、受刑者の代わりに見回りや人権擁護活動を行っている。」[20a] (3 ページ)

死刑

13.01 2005 年から 2006 年にかけて、スーダンでは死刑が 18 歳以下の犯罪者を含めて正当な刑罰として執行されている。同国が国連子供の権利条約 (UN Convention on the Rights of the Child) 締約国であるにもかかわらずである。同期間の間、特に同国東部の Port Sudan 刑務所では、殺人罪で有罪となった犯罪者に対して絞首刑が複数回執行された。 (SOAT 編 2005 年 3 月から 2006 年 3 月におけるスーダンの人権状況に関する年次報告書) [15d] (47 ページ)

13.02 2005 年版 AI 死刑実施状況に関する報告書には、次のように記載されている。

「 2006 年 7 月 9 日に批准された新スーダン国家暫定憲法の下では、特に 18 歳以下の者にも死刑が適用されるという形となっており、死刑の廃止は行われていない。同暫定憲法の第 36 条 2 項には、報復と *hudud* (原文のまま) の場合を除いて、 18 歳以下または 70 歳以上の者に対しては、死刑はこれを科してはならないものとする、と規定されている。この条文に記載されている例外は、最初から保障を無意味なものとしている。例えば、 1991 年スーダン刑法 (1991 Sudanese Penal Code) によれば、 *hudud* 関連の犯罪にはある一定レベル以上の殺人及び強盗が含まれているのである。同第 36 条 2 項は子供に対する死刑を禁止した同国の国際的な義務と矛盾している。死刑囚の獄舎に入れられた人や同国での死刑執行に関する公式の記録はひとつもない。しかし、 AI は同国 18 歳以下で死刑判決を言い渡された犯罪者に関する複数の報告を毎年受けている。 [16f] 2005 年 9 月 7 日付で HRW は、逮捕時点で未成年であった 2 人の受刑者に対して死刑が執行されたことを伝えている。 2005 年 8 月 31 日首都 Khartoum の Kober 刑務所で 20 代の Mohammed Jamal Gesmallah 及び Imad Ali Abdullah に対して死刑が執行された。 2 人の家族の話では、彼らは逮捕時にそれぞれ 16 歳と 17 歳だったという。 [19f]

13.03 スーダン国家暫定憲法 (INC) は 2005 年 7 月 9 日に調印された。 (2007 年 1 月 24 日付英 BBC Timeline) [9a] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、 2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。 [12d] 同草案の第 36 条には次のように規定されている。「法の定めるところに従い、報復及び著しく重大な犯罪を除いて、死刑はこれを執行してはならないものとする。」 [12d] (15 ページ)

13.04 2001 年 8 月及び 11 月の Danish FFM は、次のように報告している。

「1991 年刑法の下では、現在死刑に値する犯罪は全部で以下の 9 つとなっている。」

第 50 条: 国家権力への攻撃及び憲法の侵害

第 51 条: 国家に対する戦争行為

第 53 条: 国家に対するスパイ行為

第 126 条: 背教行為（イスラム教から他の宗教への改宗）

第 130 条: 殺人

第 146 条: 強姦

第 148 条 g: 同性愛

第 168 条: 武装強盗

第 177 条: 横領 [23b] (13 ページ)

13.05 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「法では非イスラム教徒によるイスラム教への改宗は認められているが、イスラム教徒の他宗教への改宗は死刑とされている。実際、政府当局は改宗者に対して厳しい監視、社会からの追放及び脅迫を行い、出国を促すのが普通であり、改宗者に対する死刑の報告はなされていない。[3a] (第 2 節 c) また、強姦に対する刑罰は、法の下では鞭打ち 100 回から禁固 10 年、死刑までとされている。配偶者による強姦の規定は明記されていない。大部分の場合、有罪判決は下されていない。しかし、人権監視員は、判決の多くは法規定の最大レベル以下であると考えている。[3a] (第 5 節)

13.06 2005 年版 AI 年次報告書は 2004 年の状況について、100 件以上の死刑判決が出され、それが執行されたと考えられると伝えている。[16g] (1 ページ)

13.07 2007 年 7 月 30 日付の FIDH 報告書には次のように記載されている。「さらに別の重要な勧告書の中で、同団体の Human Rights Committee は依然としてスーダンで行われている死刑執行を非難している。同委員会は政府に対して、“18 歳以下の者への死刑を執行しない”ように求めた。」[38c]

死刑：南スーダン

13.08 南スーダン暫定憲法 (ICSS) 草案の第 25 条には、次のように規定されている。

- (1) 法の定めるところに従って、国家反逆罪、殺人、武装強盗また他の極めて重大な犯罪に対する刑罰を除いて、死刑はこれを科してはならないものとする。
- (2) 18 歳以下または 70 歳以上の者に対しては、死刑はこれを科してはならないこととする。
- (3) 2 年間の授乳期後を除いて、妊娠中または母乳分泌中の女性に対しての死刑はこれを科してはならないものとする。【12d】

13.09 2007 年 5 月 15 日付 Amnesty International UA Network は次のように伝えている。

「Abdelrhman Zakaria Mohamed 及び Ahmed Abdullah Suleiman は両者とも 16 歳であるが、5 月 3 日南ダルフル州都 Nyala の刑事裁判所から死刑判決を言い渡された。スーダンは 1990 年 8 月 3 日に UN Convention on the Rights of the Child を批准しており、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) の締約国である。上記条約の規定の下で、同国は 18 歳以下の犯罪者に対して死刑を執行しないことを約束している。Abdelrhman Zakaria Mohamed は、“殺人”、“国際的傷害”及び“強盗”の罪で有罪とされた。Ahmed Abdullah Suleiman は、“共犯”の罪で有罪とされた。2 人の少年の弁護士は、5 月 15 日 Nyala の控訴審裁判所に判決に対する上訴文を提出する予定である。【16aw】

13.10 AI はさらに次のように伝えている。

「Abdelrhman Zakaria Mohamed は、2007 年 2 月 28 日にナイフを持って Nyala の Alwhad 地域のある家に押し入ったとされている。その家に住む男の 1 人が警報を鳴らし、それを聞いた家族の男 3 人が現場に駆けつけた。その男たちと Abdelrhman Zakaria Mohamed の間で格闘が続き、男たちが彼を押さえようとしたとき彼はそのうちの 2 人を刺し致命傷を負わせた。」【16aw】

13.11 2007 年版 AI 年次報告書には次のように明記されている。「首都 Khartoum の控訴審裁判所及び刑事裁判所は、いくつかの事案に関して政治拘束者に対して無罪判決を言い渡した。しかし、大部分の裁判にお

いて被告の権利は制限されるか全く不在の状態とされ、不当な脅迫の下での証言が証拠として採用された。弁護士をつける権利を含めた被告の権利が尊重されない不当な裁判によって、何 10 件もの死刑判決が出されている。[16y] また、Khartoum North の大部分の IDPs の定住地となっている Soba Aradi の 137 人の住民を巡る Khartoum 刑事裁判所のある裁判で、62 名の拘束者に対して 6 月と 8 月に証拠不十分で無罪判決が言い渡された。彼らは 2005 年 5 月に起きた衝突に関する容疑がかけられており、警官 14 人と IDPs 30 人が定住地からの移住を巡る衝突で死亡した。7 人の被告に対して 11 月に死刑が宣告された。[16y]

政治的参加

結社及び集会の自由

14.01 スーダン国家暫定憲法(INC)は 2005 年 7 月 9 日に調印された。[9a] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。[12d] 同草案の第 40 条には次のように規定されている。

- (1) 平和集会の自由は、これを保障する。何人も、他者との結社の自由を有し、これには政党、結社及び個人の利益を保護するための職業または専門職業組合の結成及び加入を含むものとする。
- (2) 政党、結社及び職業または専門職業組合の樹立の自由はこれを保障し、民主主義社会において必要かかる権利の行使は、法律でこれを保障するものとする。
- (3) いかなる結社も、以下の条件を満たしていない限り、国家レベルの政党として活動することはこれを認めない。
 - (a) 宗教、民族的素性、性別または出生地にかかわらず、全てのスーダン国民が自由に加入できること。
 - (b) スーダン包括和平協定 (CPA) を支持し、本憲法に従った活動規定を備えていること。
 - (c) 民主的に選ばれた指導者及び施設を有していること。
 - (d) 活動資金源の公開及び透明性を有していること。[12d] (16 ページ)

14.02 2006 年版 USSD 国際信教の自由報告書 (USSD report on International Religious Freedom 2006) には、次のように明記されている。「法は集会の自由を保障しているが、政府は实际上この権利を厳しく制限した。当局は、過剰な武力を行使した治安部隊に対していかなる行動も取らなかった。[3a] (第 2 節 b 集会の自由) さらに、思想、表現及び報道の自由は、法によってこれを保障するものとしているが、实际上政府はこの権利を厳しく制限した。」 [3a] (第 2 節 b 集会の自由)

14.03 HRW は 2006 年 3 月「スーダン包括和平協定及び国民統一新政府の南スーダンへの影響」 (The Impact of the Comprehensive Peace Agreement and the New Government of National Unity on Southern Sudan) と題する報告書を発表し、次のように伝えている。

「諸政党は、人権尊重に向けて CPA に規定された内容の限界を検証し始めており、SPLM は、北部のいくつかの都市に既に政党事務所を開設している。しかし、現在の政治情勢は人権尊重という点に関する真の複数政党制のために必要な開かれた雰囲気とは程遠いところにある。CPA で約束されている政党法(Political Parties Act)及び国家治安法(National Security Act)の起草及び可決において進展は全く見られていない。」
[19a] (15 ページ)

14.04 同報告書はさらに次のように述べている。

「CPA 調印以来、国家治安当局は NCP への反対運動の広がりを防ぐ主導的な役割を果たしている。治安当局は、徹底したデモ隊及び政治集会への攻撃と分散化を図り、反対派容疑者の監視及び恣意的逮捕、反対派の財産の調査及び接収、ジャーナリスト、編集者及びその他多くの活動家への脅迫を続けている。」[19a] (15 ページ)

集会及びデモ

14.05 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「スーダン政府は、国内における全ての集会及び公共の場でのデモを公式に禁じているが、その法令が必ずしも実施されているわけではない。当局は一般的に、政府の許可が下りた集会は認めているが、政治的な色合いの強い集会に対しては弾圧を加えている。」[3a] (第 2 節 b) また、当局は、過剰な武力を行使した治安部隊に対していかなる行動も取らなかった。治安部隊は、政府の認めていないデモを鎮圧するために暴行、催涙ガス及び実弾射撃を含めた過剰な武力を行使した。」[3a] (第 2 節 b) さらに、当局は、過剰な武力を行使した治安部隊に対していかなる行動も取らなかった。」[3a] (第 2 節 b)

14.06 SHRO-Cairo はある報告書の中で次のように伝えている。「2005 年 4 月 6 日の今日、Omdurman 市でスーダン政府と治安部隊が、1985 年同国の独裁体制を終わらせた 4 月国民暴動 (April Popular Uprising) 記念日を祝う Umma Party の平和集会を粉砕する強い攻撃を仕掛けた。」[17d] SOAT 及び 2006 年版 USSD 報告書は、同じ月に治安部隊が 2 人の学生デモを鎮圧するために過剰な武力を行使し、死傷者を出したと報じている。」[15f] [3a] (第 2 節 b)

14.07 2006 年版 USSD 報告書はさらに、2 人の死者を出したデモに対して治安部隊が過剰な武力を行使し、多くの死傷者を出したことも伝えている。[3a]（第 2 節 b）また、警官及び NISS 職員は砂糖と燃料の価格高騰に対する首都 Khartoum での平和デモを暴力で排除した。このデモは、いくつかの野党、労働組合及び市民グループによって組織されたものだった。警察は催涙ガスを発射し、女性や老人を含む多くのデモ参加者に暴行を加えた。少なくとも 1 人が催涙ガスを吸い込んで死亡した。[3a]（第 2 節 b）

14.08 2005 年の後半から 2006 年初頭にかけて、AI、SOAT 及び SHRO-Cairo といった団体は治安部隊による集会やデモの鎮圧が続いていることを詳しく伝えた。[16l, 16m-16n] [15g, 15h, 15i, 15j] [17a]

14.09 2007 年 6 月 19 日、SHRO は政府による平和デモに対する暴力を非難し、次のように報じた。「SHRO-Cairo は、スーダン北部の Wadi Halfa Province の Fareeq County で進められている Kajabar Dam 建設プロジェクトに抗議する平和デモに対して同国政府が許されざる暴力的弾圧を加えていることに大きなショックを受けている。[17n] SHRO はさらに 6 月 13 日水曜日に、State Security Department からの支援を受ける警察部隊が大量の催涙ガスを使って平和デモを粉碎したと伝えた。この攻撃によって、Sheikhaddin haj Ahmed, Mohamed Faqeer Diab, al-Sadiq Saleem 及び al-Mouiz Mohamed 'Abd al-Rahman の 4 人が即死した。また、警察による攻撃で数人が負傷した。」[17n]

14.10 同報告はさらに次のように伝えている。

「治安部隊はまた、何十人の市民を恣意的に逮捕しており、そこにはその虐殺を取材していたジャーナリスト 4 人、al-Fatih 'Abd-Allah 氏 (al-Sudani 紙) Qadafi 'Abd al-Mutaloib 氏 (al-Ayyam 紙) Abu al-Qasim Farahna 氏 (Alwan 紙) 及び Abu Obaida 'Awad 氏 (Rai al-Sha'b 紙) も含まれている。さらに警察と治安部隊は、弁護士 3 人、Ali 'Abd al-Qayoum 氏、Alamaddin 'Abd al-Qayoum 氏及び Imad Merghani Seed-Ahmed 氏も拘束している。他にも多くの市民が、Halfa や Dongola の町及び首都 Khartoum で不当に逮捕された。」[17n]

14.11 2005 年版 AI 年次報告書は、政府の方針に反対する多くのデモに対する過剰な武力行使について次のように伝えている。「8 月 30 日に首都 Khartoum で起きた石油や砂糖の価格高騰に抗議する平和デモは、催涙

ガスや警棒を使って警察によって鎮圧された。公共の秩序を乱した罪で最高 2 ヶ月間の禁固刑が、80 人に対して言い渡された。」 [16y] (4 ページ)

政治活動家

14.12 2005 年 6 月 30 日、スーダンの大統領は政治受刑者を解放すると約束した。AI は再三にわたって、スーダン政府当局に対し良心的な全ての受刑者を即刻無条件で解放するように求めており、明らかな刑事犯罪容疑がなく、公正な裁判の執行がなされない限り、他の多くの政治犯も解放すべきであるとしている。(2005 年 7 月 1 日付 AI) [16p] AI による同声明はさらに、全政治犯を解放したという政府の主張にもかかわらず、同団体が発表した政治拘束者リストは政府の発表が事実に反していることを示しており、同国に拘束されている人たちの本当の人数を正しく反映していないと明言している。拘束者の家族は彼らの居場所を知らない。受刑者たちはあちこちに移動させられており、家族は親族の居場所について絶えず情報を集めなければならない状況だ。親戚縁者が参考にできるような拘束者の公的な登録データはない。[16p] 2005 年 7 月 6 日、AI は解放された 9 名の名前を確認した。それによると、1 人は 2005 年 4 月に、残りの 8 人は 2005 年 6 月 30 日に解放されたという。[16ai]

14.13 HRW は 2006 年 3 月、次のように報じた。

「スーダンの政治組織は、政府に批判的なイスラム原理主義勢力(Ansar al-Sunna 氏及び Hassan al Turabi 氏率いる Popular Congress Party)、世俗的な民主主義組織(多くの南部の政党を含む)、派閥中心の政党(最大政党は Umma Party 及び Democratic Unionist Party)、地方の諸政党(Union of Southern African Parties 及び Sudan National Party)、その他の多くの政党(Sudan Communist Party を含む)から成っており、1989 年から現在にいたるまで NCP の支配下にある治安当局による拷問や抑圧への恐怖で妨害されない限り、高いレベルの活動能力を持っている。」 [19a] (15 ページ)

学生活動家

14.14 SOAT は、2005 年 4 月に起こった 2 人の学生によるデモに対する治安部隊の過剰な武力鎮圧による死傷者について報じた。[15f] (9 ページ) SOAT はまた、そのデモに関連した学生の逮捕及びダルフール紛争の

ICC への告発を支持するデモに参加したと見られる学生の逮捕（4月）についても伝えている。[15f] SHRO-Cairo は 2005 年 6 月 20 日付で次のように伝えている。「2005 年 6 月 15 日水曜日、与党 NCP を支持する学生たちが Omdurman Ahliya University で、民主的組織を支持する学生及び学部生に対して暴行を加えた。」[17e]

- 14.15 AI は 2005 年 6 月、多くの学生を含めたスーダンの政治拘束者リストを発表し、それに続く 2005 年 7 月 1 日付の声明の中で次のように伝えている。「Nuba やダルフール出身の人々のような差別されたグループの学生やメンバーたちは、最も暴行に遭いやすく、また逮捕後に拷問を受けることが多い。」[16o-16p] さらに、AI、SOAT 及び OMCT SHRO-Cairo は、2004 年、2005 年及び 2006 年にかけて、多くの逮捕及び拘束、活動に政治活動を展開する学生（その多くはダルフール地方出身）に対する拷問の疑い及び実際に行われた拷問（中には死に至らしめた場合もある）について報告している。[16o, 16p, 16q] [15d 15h 15k, 15l-15m, 15n, 15o]
- 14.16 AI は 2006 年 2 月 13 日、首都 Khartoum の Bahri にある Juba University で南スーダン Juba への大学移転に関する書簡への返答を待って政府庁舎前に平和的に集まった学生を武装警察及び治安部隊が襲撃したことを報じ、さらに次のように伝えた。

「ある信頼できる情報筋によると、拘束者たちは夜“幽霊屋敷”の名で知られる非公式な国家治安部隊の拘束場所に連れていかれ、そこで拷問を受けた。彼らはまた、食糧も与えられず、弁護士や家族との接触も断たれている。残りの 51 人にのぼる男子学生の拘束が続いているが、その理由は公共財産の破壊、放火、公共秩序の妨害及び国家に対する犯罪（死刑も考えられる）とされている。彼らは依然として法廷に出ることも許されておらず、拘束の不当性を訴える機会も与えられていないのである。」[16n]

- 14.17 2005 年版 AI 年次報告書は、数人の学生活動家が逮捕され、警察及び治安部隊から暴行を受けていることを伝えている。「少なくとも 1 人が警察に銃殺された。4 月 11 日、Kordofan の Dilling University の学生活動家である Nagmeldin Gafar Adam Eisa は、学生会選挙の実施に反対する抗議行動の最中に大学構内で警察によって銃撃された後、死亡した。警察は学生デモを催涙ガスと実弾で鎮圧した。」[16ax]

14.18 2007 年 5 月 6 日 付 *Sudan Tribune* 紙は次のように報じている。「スー
ダン機動隊は催涙ガスとゴム弾を使って首都 Khartoum の中心で起こっ
た平和デモを粉碎した、と Leadership Office of Hamadab Dam Affected
People (LOHAP) は記者会見で伝えた。抗議デモは Manasir Students
Union in Higher Education によって組織されたものだった。Manasir は、
Nile 川沿いに現在建設中の Merowe Dam によって浸水の被害に遭う可
能性のある地域を代表する 3 つの部族グループの 1 つである。」 [12t]

The Popular/People's Nationalo Congress (PC/PNC)

14.19 Popular National Congress Party (PNCP) は 2000 年、Hassan al-Turabi
氏が以前 National Islamic Front (NIF) の名で知られていた National
Congress (NC) から除名された後に創った政党である。（ 2000 年版
USSD Human Rights Report ） [3c] (1 ページ)

14.20 AI は 2005 年 6 月末、スーダンの政治拘束者リストを発表し [16o] 、それ
に続く 2005 年 7 月 1 日付の声明の中で次のように伝えている。「AI に
わかっている 355 名の政治拘束者のうち今までのところ、Popular
Congress の創設者である Shaikh Hassan al-Turabi 氏だけは、容疑もな
く裁判も経ないまま首都 Khartoum に 15 ヶ月間軟禁状態に置かれた後、
解放されたことが確認されている。 [16p] しかし、2005 年 7 月 5 日の
SOAT による記者発表では、他の PNC のメンバー 7 名も解放されてい
ることである。 [15q]

14.21 2005 年 7 月 1 日付で IRIN は、al-Turabi 氏の解放及び全ての政治拘束者
を解放したという大統領の主張について伝えた。 [10z] 解放後、Turabi
氏は首都 Khartoum の政府に対する平和的な反対運動にのみ関わること
にすると約束したと伝えられている。しかし、アナリストたちの分析に
よれば、1999 年に Turabi 氏と Bashir 氏の間に起こった決裂は依然とし
て政府内に影を落としており、政府内の Turabi 派と大統領派の区別はは
っきりしていない状況だという。 Turabi 氏は、与党 NCP の前身である
National Islamic Front (NIF) の書記長である。（ 2005 年 7 月 11 日付
ロイター伝） [25a]

The Umma/Ummah Party (UMMA/UMMAH)

14.22 1945 年 2 月に最初の人民政党として Umma Party (UP) を結成した
Sudanese Patriots は、同国の共同統治体制 (Condominium Reign) か

らの独立を目標としていた。UP こそスーダン独立を標榜する政党である。同党は 1955 年にスーダン人の総意の基礎となるまで、この大義を掲げていた。(同国の独立は 1956 年 1 月 1 日に発表された。) umma.org のウェブサイトより) [26a]

- 14.23 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「特に Ansar 派 (Umma Party) や Khatimia 派 (Democratic Unionist Party) 等の野党勢力とつながりのあるイスラム教団には、ほぼ同年中はずっと、大きな集会を開く許可が与えられないままだった。2005 年 4 月 6 日、機動隊が Umma Party 本部での会議を急襲し、同党メンバー 4 名が数時間拘束された後、解放された。」 [3a] (第 2 節 b)
- 14.24 2005 年 3 月・4 月発行の SOAT 会報は UP の学生メンバー 3 人の逮捕について次のように記述している。「報道によると、拘束された学生たちは治安部隊の隊員からひどい暴行を受けたとされている。彼らは 2005 年 4 月 24 日に Khartoum 州で予定されていた UNP Conference 開催ポスターを妨害していた。」 [15f] (10-11 ページ)
- 14.25 2005 年 4 月 7 日付の IRIN News は、1985 年スーダンの独裁体制を終わらせた 4 月国民暴動 (April Popular Uprising) 記念日を祝う Umma Party の集会弾圧について次のように報じた。「それに続いて同党職員は、党の正式な登録がなされていないとされ、全ての政治活動を禁止する通知を受けた。党指導者である Sadiq al-Mahdi 氏は 2005 年 4 月 1 日金曜日、ダルフールでの犯罪に関わっている者を ICC に告訴することを求める国連決議への支持を表明していた。同党は ICC 関連決議案への支持を理由に弾圧の対象とされている、と匿名のスーダン政府職員は IRIN に語った。」 [10aa]
- 14.26 しかし、活動禁止の通知報道にもかかわらず、その後の各メディアの報道では、UP は依然として活発に活動する有力な野党勢力であるという印象が感じられる。 [6h] (p2) [19a] [10ab] [25a-25b] 例えば、2005 年 9 月 22 日の IRIN の報道によると、 Sadiq al-Mahdi 氏率いる UP は GoNU には加わっていないとされている。さらに、2006 年 3 月の HRW の報道では、UP は DUP と並んでスーダンの 2 つの最大野党のひとつとされている。 [10ab] [19a]

武装反政府勢力：西スーダン（ダルフール）

- 14.27 USSD 、AI 及び SOAT を含めた様々な情報筋は、2004 年、2005 年、2006 年にわたるダルフール地方での反乱を支持した容疑をかけられた人々の逮捕、拘束及び失踪に対してスーダン政府に責任があると報じている。[3a] (第 1 節 c-e) [16h-16s, 16i, 16t, 16o-16p, 16u-16v], [15k, 15l-15m, 15n] AI は 2005 年 7 月 1 日付の声明の中で同国の政治拘束者リストを発表し、次のように伝えている。「少なくともリストに挙げられている拘束者の 3 分の 1 はダルフールで逮捕され、そのほとんどが同地方での紛争に関連して恣意的に捕らえられた。その多くが今なおダルフールで拘束されたままとなっており、他には首都 Khartoum に移送された者もいる。その中には、地域の指導者や政府の方針に反対する評論家、アラブ人グループのメンバー等和解を望む人たちが含まれている。大部分がダルフールの武装勢力に賛同した容疑で逮捕されたが、そのうち 26 パーセントしか容疑がたたまつておらず、裁判も行われていない状況だ。」[16o-16p]
- 14.28 AI 及び SOAT はそれぞれ 2004 年 10 月と 12 月、2005 年 1 月に、首都 Khartoum 及びスーダン北部の他の地域に住むダルフール人たちが、明らかに同地方の武装反乱勢力を支持したという容疑で逮捕・拘束されていることを伝えた。[16q] (14-16 ページ) [15e] 両団体によって伝えられた事例の大部分に、学生や知識人、Sheiks 及び Omdas といった部族や地域の有職者が含まれている。[16q] (14-16 ページ) [15e] AI は 2005 年 6 月と 7 月、首都 Khartoum のダルフール地方出身の多くの拘束者は 2005 年 5 月に Soba Aradi で起きた出来事に関連して捕らえられたと伝えている。[16o] さらに、SOAT も Soba Aradi 関連での拘束、拷問及び裁判結果について報じた。[15m-15o, 15t, 15u-15v, 15w] 2005 年 7 月の AI による声明では、次のように述べられている。「拘束者リストに載っている約 106 名が、少なくとも警官 14 名及び 50 名と見られる住民が死亡した衝突の末、首都 Khartoum の南にある Soba Aradi キャンプで逮捕された。Soba Aradi 事件関連では、さらに別の 100 人以上が拘束されていると見られる。Soba Aradi で逮捕された者の略式裁判が数回開かれ、そこで初めて弁護士たちは、拘束者が警察署内で毎日暴行を受けていた実態を聞くことができた。」AI は、これらの拘束者の正当な容疑に基づく公正な裁判、あるいは解放を求めており、報道されている拷問についても直ちにやめるべきであると主張している。[16p]

武装反政府勢力：東スーダン

- 14.29 AI、英 BBC、IRIN、SOAT 及び SHRO-Cairo は 2005 年 1 月、スーダン東部の Port Sudan でのデモ隊に対する殺人及び逮捕について一斉に伝えた。[16h, 16i, 16j, 16w] [9k] [10u] [15e] [17a, 17b, 17g,] 英 BBC は、現地 Beja 地域の自治権拡大を求める Port Sudan での暴動に対して、治安部隊が銃撃を加えたされると報じている。[9k] SHRO-Cairo は 2005 年 1 月 30 日、次々と伝えられてくる情報では、警察は殺害した市民の住む地域にまで入り込んでおり、女性 2 人と多くの子供が警察の小火器によって殺されたと伝えている。[17b] AI はデモ鎮圧に対する過剰な武力行使を非難し、手榴弾によって家屋が破壊されていることを報じた。[16h] SOAT は 2005 年 2 月、殺害された人々の詳細について報じ、拘束されたデモ参加者の数や人々が拘束されていると見られる場所について伝えている。[15e] (5-6 ページ)
- 14.30 2005 年 5 月発行 AI 東スーダンにおける政治弾圧に関する報告書 (Political Repression in Eastern Sudan) には、次のように記載されている。「Beja Congress Party の多くの党員が、Port Sudan と Kassala の治安部隊及び情報機関のメンバーによって 1 月 29 日から 2 月 13 日の間に次々に逮捕された。逮捕者の正確な数は不明だが、スーダンの準公式メディアセンターが 3 月 3 日に伝えたところによれば、逮捕者のうち 199 名が解放され、4 名が法廷に送られたとされる。」[16j] (1 ページ) しかし、AI は続けて、16 名の同党メンバーが 3 ヶ月以上容疑もないまま拘束されていると伝えている。[16j] (1 ページ)
- 14.31 一方、SHRO-Cairo は、Tandli、al-Gash 及び Mokram Mountains of Kassala の近く Jebel Await 付近にある Makali や Degain において、スーダン政府が Beja 勢力に対する軍事行動を激化させているという複数の信頼できる報告を寄せている。(2005 年 1 月 30 日 SHRO-Cairo) [17b]
- 14.32 AI、SOAT 及び SHRO-Cairo の 3 団体は 2005 年 6 月 30 日、Abdullah Mosaall 書記長を含む残りの Beja のメンバーの解放を伝えた。[16w] [15q] [17a]

結社及び集会の自由：南スーダン

- 14.33 IRIN は、2005 年 12 月 5 日の南スーダン暫定憲法 (ICSS) 調印について伝えた。[10g] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 10 月付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙

のウェブサイトに転載された。[12d] 同草案の第 29 条には次のように規定されている。

- (1) 平和集会の権利は、これを認め保障するものとする。何人も、他者との結社の自由を有し、これには政党、結社及び個人の利益を保護するための職業または専門職業組合の結成及び加入を含むものとする。
- (2) 政党、結社及び専門職業組合の結成及び登録は、民主主義社会において必要とされている通り、法によってこれを規定することとする。
- (3) いかなる結社も、以下の条件を満たしていない限り、南スーザンまたは国家レベルの政党として活動することは、これを認めない。
 - 宗教、性別、民族的素性、または出生地にかかわらず、全てのスーザン国民が自由に加入できること。
 - スーザン国家暫定憲法 (INC) および本憲法に従った活動規定を備えていること。
 - 民主的に選ばれた指導者及び施設を有していること。
 - 活動資金源の公開及び透明性を有していること。[12d] (13 ページ)

14.34 IRIN は 2005 年 9 月 29 日、かつての軍及び政敵同士が一同に会する Interim Legislative Council of Southern Sudan が南スーザンの首都 Juba で正式に発足したことを伝えた。[10ac] (9 月)

14.35 HRW は 2006 年 3 月 The Impact of the Comprehensive Peace Agreement and the New Government of National Unity on Southern Sudan と題する報告書を発表し、次のように伝えている。

「包括和平協定 (CPA) が最も上手く履行されている側面のひとつは、南部の地方政府をかつての南部の反乱勢力の管理下に置き、NCP に任命された南部の人員に SPLM の民間当局の上位権限を認めさせたことである。かつての反乱勢力及び移住地域から帰還したその支持者たちは、Juba に居住し、現地の政府機関で働いている。彼らには、明らかに管理職の地位が与えられている。SPLM だけでなく他の複数の南部の政党も、CPA に沿って南スーザン議会代表として議席を持っている。」
[19a] (9 ページ)

14.36 HRW 報告書はまた、Juba の住民の話として、治安部隊及び軍の情報機関は当面息をひそめている感があり、市民の集会は自発的なものも計画的なものも含めて、制限されることなく行われていると伝えている。
[19a] (9 ページ)

14.37 同報告書には、さらに次のように記載されている。

「民主的な政治参加の面で、南スーダンの地方政府は北部諸州及び北部地域よりも進んでいる。Salva Kiir 南スーダン大統領（兼国家第一副大統領）が 2005 年 8 月 11 日の Juba での就任式直後に指示した通り、南部地方及び州議会（国家議会も）は現地の専門協議会によって選ばれることになった。その意図は、各地域の何百人もの人々を地域に貢献した候補者（地元の男性及び少数の女性）の代表者選びへと促すことにある。範囲は限られているが、この実験的試みは直ちに功を奏しており、ほとんど形骸化した要素はない。そこには、戦争を経てもなお崩壊することなく続く南部地域の意思決定への男性の伝統的参画が反映されている。」[19a] (10 ページ)

14.38 HRW は、この試みが完全に履行されているわけでもなければ確実なものでもないとした上で、次のように述べている。「しかし、全体としては、地域代表者選びへの市民の参加拡大には、南部新政府の南部の人々に対する政治参画への積極的な働きかけが表れている。」[19a] (11 ページ)

言論及び報道の自由

15.01 スーダン国家暫定憲法(INC)は 2005 年 7 月 9 日に調印された。[9a] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。[12d] 同草案の第 39 条には次のように規定されている。

- (1) 全ての市民は、法によって定められているように、表現、情報の受信、出版及び秩序、安全及び公共の倫理に対する偏見のない報道に接する自由の権利を有することとする。
- (2) 民主主義社会における法によって規定されているように、国家は、競争的な環境の中で情報に接する権利を含めた報道及び他の媒体の自由を保障するものとする。[12d] (16 ページ)

15.02 しかし、2006 年 1 月発行版 SHRO-Cairo Human Rights Quarterly Report は、1998 年憲法に規定された表現及び報道の自由を脅かす様々な法律について指摘しており、それらの法律は 2005 年 7 月に調印され現在施行中の暫定憲法の当該規定をも脅かすものであると記述している。」[17a] (表現、結社及び集会の自由)HRW は 2006 年 3 月発行 The Impact of the Comprehensive Peace Agreement and the New Government of National Unity on Southern Sudan の報告書の中で、次のように伝えている。「包括和平協定 (CPA) が調印された 2005 年、治安当局は NCP への反対運動の広がりを防ぐ主導的な役割を果たし続けた。当局は一貫して、デモや政治集会への攻撃及び弾圧、反対派容疑者の監視及び恣意的逮捕、反対派の財産の調査及び接収、ジャーナリスト、編集者及び他の様々な活動家への脅迫を続けた。」[19a] (15 ページ)

15.03 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「政府は National Press Council 及び治安部隊を通じて、特に政治的な話題や戦争に関するニュース報道、特にダルフール地方における政府の行動及び政策に関する批判を統制した。」[3a] (第 2 節 a)

15.04 **国境なき記者団 (Reporteurs sans Frontières)** の 2007 年版年次報告書 (Sudan Annual Report 2007) には次のように記述されている。

「ダルフールでの虐殺は、スーダンにとって痛々しく疼く傷であり、政府が触れられたくない傷である。2 人の外国人ジャーナリストとそのア

シスタンタントたちは、2006年にこの極めて微妙な部分に触れたことに対する代償を払わされたのだ。彼らは、チャド国境の広大な地域で起こった惨劇にあまりにも強い関心を持って近づきすぎたために投獄される破目になったのである。」[27a]

- 15.05 スーダンの司法当局職員は2005年6月、同国の英語日刊紙 *The Khartoum Monitor* の発行許可を取り消した。同紙は、何年にもわたって当局から嫌がらせを受けていた。同紙は2年以上前の奴隸制についての記事の報道に起因する発行許可を巡って、問題視されていた。報道機関の伝えたところでは、同紙の発行許可は2005年7月にOmar Hassan al-Bashir大統領の命令で回復されたという。(CPJ Attacks on the Press 2005) [28a]
- 15.06 2005年4月AIは次のように報じた。「スーダン報道機関には、ICC検察官に同国の状況を訴える決議案に賛成する記事を書かないよう」というお触れが出されている。メディアの報道はどこも、同決議に対する批判一色だ。ダルフール地方に関する報道も厳しく検閲されている。」[16x] (2ページ)7月になって検閲が解除されたけれども、警察による報道監視が終わったわけではない、と Reporters sans Frontières (RSF)は2005年12月の *Al-Sahafa* 紙コラムニスト逮捕に対する報道の中で伝えた。(2006年1月3日付RSF) [27b]
- 15.07 IRINは2005年5月24日、2005年5月21日の土曜日にスーダン政府当局が発表予定の2つの記事を巡る争いにより、首都Khartoumの近くの町Arkawaitに事務所を構える新聞社 *Khartoum Monitor* (KM)の営業許可を取り消したと伝えた。[10ad] また、SOATもこの事件を取り上げた。[15f] IRINはさらに、翌日には同新聞社の業務が再開されたことを報じている。[10ad]
- 15.08 2007年1月発行版SHRO-Cairo Human Rights Quarterly Reportは報道の自由について、2006年8月1日から12月31日までの間に数人のジャーナリストが逮捕されたことに注目し、次のように伝えている。「同年8月 *Chicago Tribune* 紙のジャーナリストPaul氏は、北ダルフールのAmbararo地域で *National Geographic*誌の記者として現地取材している間に、カナダ人アシスタンント数人、翻訳者のSuliman Abubakr Musa氏及びドライバーのIdris Abd al-Rahman Ano氏と共に逮捕された。8月26日、このピューリッツァー賞受賞3回のジャーナリストは、al-Fashir裁判所の法廷に立たされ、スパイ行為、違法な報道及びビザな

しでのスーダン入国の罪を問われた。Minawi 氏率いる SLA を信奉する武装グループは、このジャーナリストを逮捕し、新しい軍服一式と引き換えに彼を SAF に引き渡した。34 日間拘束の末、彼とアシスタントたちは国際社会からの圧力による大統領特赦で解放された。」[17m]

15.09 SHRO-Cairo はさらに、警察による別の暴力事件についても報じている。

「2006 年 8 月 16 日、警察はイスラエルの *Al-Ayyam* 紙のジャーナリスト 2 名が al-Gezira の al-Kamleen 地域の al-Baqair 近くにある Dar a-Salam 村の破壊について取材しているとき、暴行した上で拘束した。同警察は Nasraddin Ahmed al-Tayeb 氏と Fakhraddin Yassin 氏の 2 人を逮捕し縛り上げ、拷問を加えて取材ノートとカメラを押収した後、釈放した。2 人は、拷問されたことを報道したらさらに虐待を加えるという脅迫を受けた。後日 Khartoum 病院で、警察は被害者であるジャーナリスト 2 人に対して、拷問を伝える取材道具一式（8）を返すのを拒否した。」[17m]

ジャーナリスト

15.10 CPJ、RSF 及びスーダン人権団体の SOAT は、2004 年、2005 年、2006 年にわたって日刊紙 *Al-Sahafa* 編集長投獄を含めた様々な検閲及び嫌がらせ事件について報じている。[28a-28c] [27b-27f, 27g] [15e, 15l] CPJ の報告 *Attacks on the Press 2004* には、次のように記載されている。「スーダン政府当局は、ジャーナリストの投獄を含めて、ダルフールでの虐殺に関する報道を弾圧するためには手段を選ばない。治安部隊は、同地域での報道を巡ってジャーナリストに危険な警告や脅迫を行っている。」[28b] RSF2005 年版年次報告書（*Sudan Annual Report 2005*）には次のように記述されている。「スーダンでは、不当なくらい長期にわたる予防的拘留を認めた法律の下で、政府反対派のジャーナリストが投獄されるケースが多い。」[27h]（導入アフリカ：老朽政権の弾圧）

15.11 2006 年版 USSD 報告書には、2005 年 7 月に国家非常事態令が解除されたにもかかわらず、政府は活字及び放送メディアに対する検閲を続けており、ジャーナリストたちも自主規制を行っている、と記載されている。[3a]（第 2 節 b 集会の自由）

15.12 HRW と AI は度重なるジャーナリスト及び人権活動家への嫌がらせについて伝えており、表現及び結社の自由が 2006 年に制限されたことを報じている。 [19p]; [16y] (4 ページ)

15.13 2007 年 8 月 9 日付 *Sudan Tribune* 紙は次のように伝えている。

「Juba の判事は、*The Citizen Newspaper* の Nhial Bol 編集長を Juba 及び首都 Khartoum のどちらからも逮捕要請がないという理由から警察による拘束から解放した、と司法長官は明らかにした。 Nahil Bol 氏の話によると、Juba 警察は出頭書を彼のもとに持て現われ、それに応じて出頭すると朝 9 時から夜 7 時まで拘束されたという。彼には、2003 年スーダン刑法の第 66/27/29/37 節の容疑がかけられていた。Juba 警察は GoNU の Aleiu Ayeng Aleiu 内務大臣によって発行され首都 Khartoum から送られてきた彼の逮捕を求める召喚状を読み上げた。」 [12aa]

15.14 2007 年 8 月 7 日ロイター通信は、AI がスーダン南部のナイル川沿いで進められているダム建設に対する 6 月の抗議デモの後に逮捕された 7 人の解放を政府に求めていると伝えた。 [70b] 拘束者の収容環境は雨季の蚊やハエの群れが飛び交う劣悪なものであり、2 名は糖尿病で病院での治療を必要としており、大部分の拘束者が関係者の立ち入りを禁止されている、と同団体は 8 月 6 日月曜日に報じた。また、拘束者の誰 1 人として過去に犯罪で容疑をかけられたことのある者はいない。 [70b] さらに、6 月 13 日 Kajbar Dam 建設計画反対のデモ隊と警察との衝突により、4 人が死亡した。 [70b]

言論及び報道の自由：南スーダン

15.15 南スーダン暫定憲法 (ICSS) は 2005 年 12 月 5 日に調印された。 [10g] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 10 月付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。 [12d] 同草案の第 28 条には次のように規定されている。

- (1) 全ての市民は、法によって定められているように、表現、情報の受信及び発信、出版及び秩序、安全及び公共の倫理に対する偏見のない報道に接する自由の無制限の権利を有することとする。
- (2) 民主主義社会における法によって規定されているように、南スーダンにおける全てのレベルの政府は、報道及び他の媒体の自由を保障するものとする。

(3) 全ての報道媒体は、職業倫理に従うこととする。[12d] (12-13 ページ)

宗教の自由

16.01 スーダン国家暫定憲法 (INC) は 2005 年 7 月 9 日に調印された。[9a] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 3 月 16 日付けの憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。[12d] 同草案の第 5 条には次のように規定されている。

国家は、次のような宗教的権利を尊重するものとする。

- (a) 宗教及び信条に関する崇拝及び集会、かかる目的に使用する場所の設置及び維持。
- (b) 適切な慈善事業または人道的活動のための施設の設置及び維持。
- (c) 宗教及び信条の儀式または慣習に関する必要な記事及び資料の作成、取得及び使用。
- (d) 宗教的な出版物の執筆、発行及び流通。
- (e) かかる目的のための適切な場所における宗教または信条の教化。
- (f) 個人及び民間・公的機関からの自発的な財政支援及びその他の寄付の募集及び受理。
- (g) いかなる宗教または信条の条件及び基準によって求められる適切な指導者の後継による養成、指名、選挙及び任命。
- (h) 宗教的信条の規範に従った休息日の遵守、休日及び祭式の挙行。
- (i) 国家及び国際的なレベルでの宗教及び信条に関する個人及び地域社会との交流。[12d] (4-5 ページ)

16.02 INC 草案第 38 条にはまた、次のように規定されている。

何人も、良心及び宗教的信条の自由行使する権利を有し、法及び公共の秩序の諸条件に従って、崇拝、教育、実践または儀式及び祭式の執行によって、個人の宗教または信条を宣言及び表明する権利を有する。何人も、自らが信じない信条を強要されることも、自らの意思で同意しない儀式及び礼拝を強要されることもあってはならない。[12d] (15 ページ)

16.03 2007 年 9 月 14 日(US IRF Report 2007)に発行された 2006 年版 USSD 国際信教の自由報告書(USSD report on International Religious Freedom 2006)には、次のように明記されている。

「2005に調印されたスーザン国家暫定憲法は、国家全体における宗教の自由を保障しており、本報告書の調査期間において国の各地域で宗教的自由尊重の社会的地位に改善が見られた。しかしながら、包括和平協定の一部として暫定憲法に地域的区別が加えられたことにより、国の北部及び南部における宗教的少数派への待遇に格差が生じる結果となっている。」[3f]（1ページ）

16.04 同報告書は続けて次のように述べている。「暫定憲法は、北部ではイスラム法を立法の基礎として保護すると規定しているが、南スーザン暫定憲法では、“人民の伝統的な律法、宗教的信条、価値観及び慣習”を南部の立法の基礎として位置づけている。」[3f]（1ページ）

16.05 同報告書にはさらに次のように記載されている。「新しい崇拝施設建設の許可は、過去に改善が見られたとはいえ、依然として長く険しい道程である。さらに、GoNUは首都 Khartoum 中心部の教会及びキリスト教施設に対して圧力をかけ、首都郊外の目立たない場所に移転するよう要請している。」[3f]（第II節：宗教の自由への制限）

16.06 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「法は、スーザン全土における崇拝の自由を保障しているが、政府は、非イスラム教徒、非アラブ人イスラム教徒及び与党とつながりのない部族または派閥出身のイスラム教徒に対して制限を課す政策を続けた。元来イスラム化を掲げて政権に就いたNCPは、イスラム教が国家の法律、施設及び政策を促進するものであるべきだとして、同宗教を国教としていた。政府は一般的には、非イスラム教徒が崇拝の公認された場所で自由に崇拝するのを認めていたが、北部当局は、キリスト教徒の活動を制限し続けた。政府は年末時点でまだ、CPAの規定通りの行動は取っておらず、Khartoum 州に Commission for the Protection of the Rights of Non-Muslims を公式に樹立していなかった。」[3a]（第c節：宗教の自由）

16.07 同報告書にはさらに次のように記述されている。「南スーザン憲法はまた、スーザン南部の10州における崇拝の自由を規定しており、南スーザン政府は一般的に、南部の人々の自由な選択による宗教実践の権利を保障していた。」[3a]（第c節：宗教の自由）さらに、宗教組織及び教会は、非宗教法人に課されていたのと同じ制限の下に置かれていた。宗教団体には、法による公認登録または合法的な集会の登録が義務付けられ

ているが、登録手続きはもう必要なくなったと報じられており、カトリック教会を含めた教会は登録を拒否した。治安部隊が、宗教的信条及び宗教活動を理由に個人を妨害し、ときには武力を行使すると脅迫したこともあるという報告が出されている。その妨害の理由が宗教的なものなのか政治的なものなのかは不明である。 [3a] （第 c 節：宗教の自由）

宗教の自由に対する弾圧及び制限

16.08 US IRF Report 2007 には次のように記載されている。

「政府は、北部のキリスト教徒よりもイスラム教を優遇した。北部に住む多くの南部出身のキリスト教徒は、社会的、教育的及び職業的差別を受けた。とはいっても、宗教は差別を生む要因のほんのひとつにすぎなかつたが。 Al-Ansar 及びその政治部門である Umma National Party 等の野党とつながりのあるイスラム宗教組織も、与党 NCP 内のイスラム教徒による差別を受けたと主張しているが、差別の理由が宗教的なものなのか政治的なものなのかは不明である。前回報告した期間にも、北部のイスラム教徒の中に、 GoNU がキリスト教指導者を重要ポストに据えることによって西側諸国の支持を取り付けようと画策したという不満を口にする者がいた。」 [3f] （第 II 節：宗教の自由への制限）

16.09 同報告書にはまた次のように記述されている。

「南部のイスラム教徒は、経済的な差別及びキリスト教徒によるボイコットに遭ったという不満を表明したが、南スーダン政府はそのような差別的待遇を支持しなかったようである。例えば、 SPLM は、 2005 年 8 月の John Garang 第一副大統領の死に続く Juba でのイスラム教徒を狙った社会的暴力の直後、イスラム教徒への暴力に抗議する声明を発表した。多くのイスラム教徒に対する嫌がらせや脅迫が続いている中で、 Juba の緊張状態は依然として解けていない。」 [3f] （第 II 節：宗教の自由への制限）

16.10 同報告書にはさらに次のように記述されている。

「過去 2 年間で、政府は首都 Khartoum 郊外への教会建設を新たに 3 件認めた。協会職員は、日常的に出されるものではないだけに、この 3 件の建設許可は重要なものであると考えている。現在首都にある教会の大部分は植民地時代から存在するもので、市の中心部に位置し、 Khartoum

郊外の IDPs のキャンプに住むキリスト教徒を受け入れることはできない。企業の雇用主は、日曜日の午前中 2 時間の礼拝を認める義務を遵守しているが、ほとんどのキリスト教徒には、20 マイルも離れた場所にある教会まで移動する時間も手段もない。この政策はキリスト教徒の信仰実践を制限しているだけでなく、現存の教会は十分に利用されていないので、新たに教会を建てる必要はないという政府の主張を正当化する結果にもなっている。」[3f]（第 II 節：宗教の自由への制限）

16.11 同報告書にはさらに次のように記述されている。

「GoNU は、北部の全学生に対して、私立のキリスト教学校に通う非イスラム教徒にまでイスラム教育を義務化することでイスラム教を推進した。キリスト教指導者は、この義務化政策によって大多数のイスラム教徒と少数派のキリスト教徒の関係がさらに悪化し、北部社会におけるキリスト教の立場を脇に追いやることになったと考えている。特にカトリック教会は、司祭の不足に直面しており、その原因はキリスト教教育の不在にあると考えている。」[3f]（第 II 節：宗教の自由への制限）

16.12 2004 年の出来事についてまとめた 2005 年版 Freedom House (FH) 発行 Freedom in the World Country Report for 2005 には次のように記載されている。「1994 年結社登録法(1994 Societies Registration Act)では、宗教団体は合法的な集会を開くために登録を必要とする」とされている。しかし、実際には登録を認めてもらうのは難しいと報道されている。[53b]（最近の動向 5 ページ）政府は教会建設を許可せず、ときにはキリスト教の学校や施設、教会を破壊することもある。[53b]（最近の動向 5 ページ）

16.13 US IRF Report 2007 には次のように記載されている。

「政府は、首都 Khartoum 郊外への新たな教会建設に対して 3 件の許可を出したが、GoNU は依然として、首都中心部から教会及び他のキリスト教施設を締め出そうという前政権の方針を引き継いでいると考えているキリスト教指導者もいる。南スーダン政府は前政権によって接收された財産を返還（またはそれに対する賠償金支払い）してくれるだろうという南部のキリスト教団体の期待に反して、同政府が近いうちにそのような動きに出る様子はない。というのも、政府は、本報告書の調査期間に重大な財政危機にあったからである。」[3f]（第 II 節：宗教の自由への制限）

16.14 同報告書にはさらに次のように記載されている。

「政府は本報告書の調査期間中、首都 Khartoum 郊外への新たな教会建設に対して 2 件の許可を出したが、北部での教会建設申請し関しては依然として拒否の姿勢を続けている。新しい教会施設の必要性は、特に Khartoum 郊外の IDPs キャンプで大きく、そこには南部のキリスト教徒が内戦を逃れて住んでいるのだ。首都にある既存の教会の大部分が植民地時代からのもので、都市中心部に位置している。その結果、日曜日午前中の 2 時間の“礼拝の時間”に 20 マイル以上も離れた場所にある教会まで移動する時間や手段を持っているキリスト教徒はほとんどないという状況である。この政策はキリスト教徒の信仰実践を制限しているだけでなく、現存の教会は十分に利用されていないので、新たに教会を建てる必要はないという政府の公式の主張を正当化する結果にもなっている。」[3f]（第 II 節：宗教の自由への制限）

16.15 同報告書は、前回の報告期間に、許可のないまま北部の IDPs キャンプに創られたキリスト教の“祈りの家”を政府が指弾し破壊したことに注目している。カトリック教会はまた、公式な許可なく教会施設として運営される“活動センター”を IDPs キャンプの近くに建設した。」[3f]（第 II 節：宗教の自由への制限）2006 年版 FH 発行 World Country Report on Sudan には、ローマカトリックの聖職者たちは警察による無差別拘束及び尋問に遭っていると記述されている」[53b]（最近の動向 5 ページ）

16.16 US IRF Report 2007 には次のように記載されている。

「National Intelligence 及び Security Service は、日常的にスーダン全土のモスクや教会の宗教活動を監視しており、信徒のメンバーになりすましていることが多い。キリスト教指導者たちは、当局による嫌がらせを避けるために普段は政治的な話題及び他の微妙な話題について教えを説くことを控えていると言うが、中には CPA を宗教的な活動の装置や信者間の共通理解を深めるための手段として利用している者もいる。イスラム教の導師の中にも政治的な話題を控えている者がいる。」[3f]（第 II 節：宗教の自由への制限）

自主的及び強制的改宗

16.17 US IRF Report 2007 には次のように記載されている。

「本報告書の調査期間には強制的改宗の証拠は見つけられなかったが、北部の非イスラム教徒に対してイスラム改宗へのかなりの社会的圧力がかけられている。大統領は国民に向けた演説の最後を締めくくるのに“異教徒”に対する勝利という表現を口にすることが多く、国家の報道機関は日常的にキリスト教徒のことを“無信仰者”と呼んでいる。キリスト教徒の親たちは、公立学校に通う子供たちが、なぜイスラム教徒ではないのかという共通の質問をされると報告している。」（US IRF Report 2007）[3f]（第II節：宗教の自由への制限）

16.18 同報告書にはまた次のように記載されている。

「他の宗教からイスラム教への改宗には罰則がないが、逆にイスラム教から他の宗教への改宗は北部では死刑とされている。この慣行は、現政権の下ではまだ一度も実行されていない。しかし、他の宗教に改宗しようとした北部のイスラム教徒は、一般的に家族からのけ者と見なされ、その意思を撤回させようとする厳しい社会的圧力がかけられる。」
[3f]（第II節：宗教の自由への制限）

16.19 同報告書にはさらに次のように記載されている。「北部にはキリスト教の報道番組がほとんどなく、南部にも同種の地元報道はほとんど存在しない。しかし、GoNUは2006年のクリスマスの日にKhartoumテレビで24時間のキリスト教番組の放送を許可した。これはそのような番組の放送が認められた初めてのケースであり、首都Khartoum周辺の約30マイルの範囲にわたって放送された。米国から拉致または不法に追放された少数派市民に対して宗教の改宗が強制された報告はひとつもなく、そのような人たちの米国への帰還が拒否された報告もひとつも出されていない。」[3f]（第II節：強制的改宗）

付属資料Annex F： Religions of Sudan参照

宗教の自由：南スーダン

16.20 2005年1月9日のスーダン包括和平協定CPA調印に続いて、Freedom House Center for Religious Freedomは次のような声明を発表した。「これはスーダンの人々にとって歓喜の瞬間であり、宗教の自由の勝利でもある、と同センターのNina Shea代表は語った。ひとつの世代が過ぎていく中で初めて、南スーダンの人たちが崇拝の自由を保障することがで

きたのだ。和平協定にとって極めて大きな意味を持っているのは、首都 Khartoum の中央政府が南部に対してイスラム法を強制するのをやめたことだ。これは、22 年間に及ぶ内戦のきっかけとなったものなのだ。」
[53a]

- 16.21 南スーダン暫定憲法 (ICSS) は 2005 年 12 月 5 日に調印された。[10g] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 10 月付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。[12d] 同草案の第 27 条には次のように規定されている。

本憲法によって、以下のような宗教的権利が保障されるものとする。

- (a) いかなる宗教及び信条に関する崇拝及び集会の権利及びかかる目的に使用する場所の設置及び維持の権利
- (b) 適切な信条に基づく慈善事業または人道的活動のための施設の設置及び維持の権利。
- (c) 移動可能な及び移動不可能な財産の取得及び所有の権利、宗教及び信条の儀式または慣習に関する必要な記事及び資料の作成、取得及び使用の権利
- (d) 宗教的な出版物の執筆、発行及び流通の権利。
- (e) かかる目的のための適切な場所における宗教または信条の教化の権利。
- (f) 個人及び民間・公的機関からの自発的な財政支援及びその他の寄付の募集及び受理の権利。
- (g) いかなる宗教または信条の条件及び基準によって求められる適切な指導者の後継による養成、指名、選挙及び任命の権利。
- (h) 宗教的信条の規範に従った休息日の遵守、休日及び祭式の挙行の権利。
- (i) 南スーダン、国家及び国際的なレベルでの宗教及び信条に関する個人及び地域社会との交流の権利。[12d] (12 ページ)

- 16.22 US IRF Report 2007 には次のように記載されている。

「GoNU は首都 Khartoum 中心部の教会及びキリスト教施設に対して圧力をかけ、首都郊外の目立たない場所に移転するように要請している。キリスト教徒の中には、この政府の政策は前政権が取った教会財産の押収に代わるより市民的で衝突の少ないやり方だと考える人たちもいる。」[3f] (第 II 節：宗教の自由の地位)

16:23 同報告書にはまた、南部のイスラム教徒は経済的な差別及びキリスト教徒によるボイコットに遭ったという不満を表明したが、南スーザン政府はそのような差別的待遇を支持しなかったようであると記述されている。[3f]（第Ⅱ節：宗教の自由への制限）

16.24 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「南部では、キリスト教徒、イスラム教徒及び伝統的な土着宗教の信者たちは、一般的に自由な信仰をしていた。しかし、同地域のイスラム教徒は何年もの間に自らの意思でその土地を去っていった。南スーザン政府は公式に世俗政府を支持していたが、キリスト教徒が官僚制度を支配していた。現地の政府当局は、地元のキリスト教団体と緊密な関係を築いていることが多かった。[3a]（第2節c）南スーザン憲法は、スーダン南部の10州における崇拜の自由を規定しており、南スーザン政府は一般的に、南部の人々の自由な選択による宗教実践の権利を保障していた。[3a]（第2節c）

16.25 同報告書にはさらに次のように記載されている。

「宗教団体は、非政府組織として政府に登録することがに法によって義務付けられているが、その義務が執行されたことはないようである。非政府、非営利組織として登録されていない宗教団体には、税金及び輸入関税の免除が法的に認められていない。最大のキリスト教団体の中には、歴史的に政府の介入を恐れて登録していないグループもある。Coptic Church のように登録することを選んだ宗教団体は、財産税の免除を受けることができる。」[3f]（第Ⅱ節：宗教の自由の地位）

付属資料Annex F : Religions of Sudan参照

少数民族グループ

17.01 英 BBC Timeline は 2005 年 7 月 9 日付のスーダン国家暫定憲法 (INC) 調印について報じた。[9a] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が Reliefweb のウェブサイトに転載された。[12d] 同草案の第 13 条には次のように規定されている。

- (4) 国家は、スーダンの豊かな文化的多様性を尊重し、その多様な文化が特に公式の報道及び教育を通じて調和良く繁栄し、表現されるよう努めることとする。
- (5) 国家は、国家的、歴史的または宗教的に重要な記念碑及び場所等のスーダンの文化遺産を破壊、恣意的行動、不法な排除または不法な輸出から保護することとする。[12d] (7 ページ)

17.02 同草案の第 47 条には次のように規定されている。「少数民族及び文化的地域社会は、各々の文化的枠組みの中で自らの独自の文化を自由に保護及び発展させ、信条を実践し、言語を使用し、宗教を遵守し、子供を育てる権利を有するものとする。」[12d] (17 ページ) また、同草案の第 156 条には次のように規定されている。

いかなる国家の機関による法の公布能力に対する偏見に囚われることなく、裁判官及び法執行機関は、国家の首都における法の執行に関して以下のようないくつかの原則に従うこととする。

- (a) 寛容さは、異なる文化、宗教及び伝統を有するスーダン国民の間ににおける平和的共存に基づくものとする。
- (b) 公共の秩序を乱さない文化的実践及び伝統に基づく行動は、他の伝統を侮蔑するものでも法を著しく無視するものでもなく、法律上個人の自由と見なされるものとする。[12d] (62 ページ)

17.03 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「スーダンの人口は、多くの言語及び方言を持つ 500 以上のアラブ系及びアフリカ系部族によって構成される他民族複合体である。人口およそ 1600 万人の北部のイスラム教徒は伝統的に政府を支配しており、一方、人口およそ 600 万人の南部の少数民族(多くが伝統的な土着宗教またはキリスト教を信仰する)は内戦を戦った。ダルフール紛争は、自らをア

ラブ系または非アラブ系と称しているイスラム教徒の間で起こった。」
[3a]（第5節）

17.04 国連は2007年3月15日、内戦の終結について次のように伝えている。

「政府、それと同盟を組んだ民兵組織及び自治拡大を求める反乱勢力との間で2003年以来続いているダルフール紛争が各メディアのトップ記事として伝えられている間に、スーザン南部では事態が良い方向へと展開している。20年間にわたって国を分裂させた内戦が2005年の和平協定によって終結し、このような動きは世界的に認識されるべき出来事である。」[6ao]

17.05 2006年版USSD報告書にはさらに、次のように記載されている。

「多数派を占めるイスラム教徒および政府は、社会のほとんどあらゆる面において少数民族に対する差別を続けた。アラブ語を話さないアラビア語圏の市民は、教育、雇用及びその他の分野で差別を受けていた。また、キリスト教徒が多数を占める南部では、個人によるアラブ人及びイスラム教徒への差別が行われていたという報道もある。」[3a]（第5節）

付属資料D：[Main ethnic groups](#)及び付属資料E：[Languages of Sudan](#)参照

17.06 AIは2007年3月14日、政府によって拘束された3人の健康及び安全に対する懸念について次のように報じた。「3人ともダルフール北部のKuttum地域（原文のまま）出身であり、ダルフールの武装反乱勢力とつながりのあるグループにいたことがある。彼らはSLMへの資金援助の仲介または直接の資金提供において果たした役割を理由に狙われたと見られている。」[16au]

17.07 2006年版USSD報告書には次のように記載されている。「政府及びその支援を受ける民兵組織は、標準的なプロパガンダ戦術を使って部族間の暴力を煽り、憎しみと差別を広げた。複数の信頼できる情報筋によると、政府は部族間に対する分割支配を行い、特定の民兵組織だけに武器を提供するという政策を実施した。」[3a]（第5節）

北スーザン：ヌビア人

- 17.08 ヌビア人はスーダン北東部に住む民族で、同国北部で最大の民族グループを形成している。大部分のヌビア人がアラビア語を話しているのに対して、Halfa 地区及び Dungulah のヌビア人はヌビア語を話している。伝統的にスーダンとエジプトをつなぐ Nile Valley に住むヌビア人は、常に町や村に定住し、灌漑可能な土地を耕作している。しかし、彼らの住む地域は貧困なため移住を余儀なくされ、現在ではスーダン及びエジプトの全土に広がっている。ヌビア人は、Maha 族やさらに南の Dongolawin (Dangla) 族といった多くの下位部族に別れている。ダルフル地方の Gerkid 族及び Midob 族はヌビア語を話す。 (The Encyclopaedia of Peoples of the World) [29a]
- 17.09 International Crisis Group (ICG) は 2003 年 6 月、「スーダンの他の戦争」 (Sudan's Other Wars) と題する報告書を発表し、1960 年代当時の政府による Aswan ダム建設計画の一部として強いられたナイル川沿いからの集団移動生活から完全に元の生活を取り戻すことはできなかったと伝えている。 [14k] (18 ページ) 2004 年 9 月 29 日、SHRO-Cairo が発表した「緊急の行動」 (Urgent Action) と題した報告書には、新たなダム建設計画の脅威について次のように記述されている。
- 「スーダン政府はエジプト政府と同様に、北部に住むヌビア人に対して秘密の戦いを強いている。経済的・社会的発展を一貫して否定し、ヌビア人の土地にさらなるダムを建設する計画を立てることによって、その土地から意図的にヌビア人を追う出すという政策を取り、同地域の安定を奪い、ヌビア人に先祖からの土地を放棄するように強制することでその社会構造を変えようとしているのだ。実際、ヌビア人の中心地域に Kajbar Dam を建設しようとする計画が持ち上がったが、同民族は声を挙げて抗議し、国際社会に援助とダム計画中止を求める訴えを起こしたことで、計画は一時中止された。スーダン政府は現在、Hamadab 地方で別のダム (Merowe Dam) 建設を活発に進めているが、この建設工事によって同地域に残っているヌビア人の古代の遺物や史跡が破壊されてしまうことになる。」 [17j] (1 ページ)
- 17.10 IRIN は 2006 年 8 月 16 日、ダムに近い Amari 地区に住む 2,200 以上の世帯が、洪水によって家を失ったことを伝えた。彼らは住む場所を追われ、きれいな水も食糧もなく、家畜も失ってしまった。洪水は自然現象であり、ナイル川の増水によってもたらされたものだと主張する向きもあるが、IRIN の政策担当部長である Peter Bosshard 氏はこの主張に対

して、増水はあくまでもその地域の特定の要因によるものであり、ダム区域のすぐ近くで起こったものであると反論している。[10af]

- 17.11 IRIN は 2007 年 7 月 26 日、政府の緊急事態対応委員会メンバーである General Awad Widatallah Hussein 氏の発言として、次のように報じている。「スーダンの何千世帯もの家を倒壊した洪水は、いくつかの州で危機的な段階に達している。増水した水の高さは、過去何年間の間の例、特に同国北部の Nile River 州で起きた洪水時のレベルを超えてしまっている。」[10o]
- 17.12 同報道はさらに、同氏の発言として次のように伝えた。「政府の Humanitarian Aid Commission が 7 月 24 日に伝えたところでは、首都 Khartoum の Blue Nile 流域の高さは 1988 年の同じ時期に記録されたレベルをはるかに超えたものであるという。いくつかの観測所のデータでは、ナイル川の水の高さは 1988 年のレベルよりも 1 メートル高いと記録されている。雨及び洪水により、少なくとも 59 名が死亡し、35,000 世帯以上が家を失った。26 の州の内 12 州に被害が及んでいる。」[10o] また、学校、保健所、警察署及び他の政府系の施設を含めて 134 の公共の建物 が破壊され、White Nile と Blue Nile が合流する首都 Khartoum の 13,000 世帯の被害が最もひどいものであり、その次に被害が大きいのがスーダン中央部の North Kordofan である。」[10o]
- 17.13 同様に、United States Agency for International Development (USAID) も 2007 年 9 月付最新記事の中で、スーダンの人々の洪水被害について次のように伝えている。「Upper Nile の Jonglei 州及び Unity 州で、87,000 人以上が今夏の大洪水の被害を受けている。Upper Nile 州東部の Maiwut, Maban、及び Longechuk だけでも 4,400 世帯以上が家を失っており、中には全土地面積の 90 パーセントに及ぶ作物を破壊された地域もある。スーダンとエチオピアの国境沿いにある Pagak のような小さな地域では、女性がエチオピアの市場まで歩いていくのに 6 時間もかかってしまい、多くの人々が商品や生活必需品等のライフラインを断たれてしまった。エチオピアの難民キャンプで何年間も過ごし、最近同地域に戻ってきたばかりの人々の被害が特に大きく、現地には頼ることができるものがほとんどない状態である。」[3p]
- 17.14 ReliefWeb も 2007 年 8 月 19 日、スーダンの洪水について次のように報じている。

- 少なくとも 257 の学校が破壊され、56,000 人以上の子供が初等教育を受けられない事態となった。
- 少なくとも 12,000 匹の家畜、16,000 羽の鶏、40,320 ヘクタールの作物が失われた。
- Gedaref 及び Kassala で 急性水様性下痢症 (AWD) が発生し、4 月 19 日以来少なくとも 46 名の死者（詳細不明）が出ている。[68I]

17.15 同報道はさらに次のように伝えている。

「推定の数字では、今までのところ少なくとも 365,000 人が洪水による直接の被害を受けており、家屋、家財道具または食糧の全てまたはその一部が失われてしまったものと見られる。しかし、被害を受けた地域に住む全住民が、現地での暮らしに対する間接的な被害を被っている。30,000 戸以上の家屋が完全に破壊され、少なくとも 150,000 世帯が住むところを失った。さらに、およそ 200,000 人が住む少なくとも 40,000 戸の家屋が、重大な被害を受けた。」[68I]

17.16 2007 年 9 月の最新会報の中で、IOM は洪水被害者及び Northern Bahr el Ghazal (NBeG) への自主的帰還者に対する援助を続けるとして、次のように述べている。[79e]

「2007 年 9 月、IOM は Aweil において洪水被害者及び NBeG への自主的帰還者に対して援助を続けた。毛布、マット及び台所用品等の食糧品以外のもの (NFI) の配給作業は、Aweil East County の Mangok Payam にある Wak Abil センターで完了した。IOM は、洪水被害者のために設置された Wak Abil センターの衛生状況に関して技術的な調査を行い、その調査には関連した国連機関が参画してさらなる調整作業及び支援を行っている。さらに、IOM は Aweil East County 及び Aweil North County で合計 3,880 名の自主的帰還者に対して 805 個の NFI セットを提供した。」[79e]

17.17 HRW は 2006 年 3 月 The Impact of the Comprehensive Peace Agreement and the New Government of National Unity on Southern Sudan と題する報告書を発表し、北部の状況について次のように伝えている。

「治安部隊（国内及び国外）及び軍当局（特に軍情報機関）は、他の市民的及び政治的権利を弾圧し、虐待行為を行う上で大きな役割を果たしている。スーダン北部で彼らは、現地の選挙で選ばれた代表を逮捕し、2005年11月から12月にかけての中国によるHamadab/Meroweダム建設工事に向けた土地及び井戸の無差別接収に反対する地元農民たちに対して武装部隊を送り込んだ。」 [19a] (15ページ)

東スーダン：Beja族及びRashaida族

- 17.18 Beja族は元々スーダン東部のクシト人に端を発しており、伝統的にエジプト南部、スーダン北東部及びエリトリア北部に住む約300万人の遊牧民族である。駱駝を家畜として飼い始めた最初の民族と考えられているBeja族は、峻険な準砂漠地帯で暮しており、年間のうちいつ降るか予測できない雨に民族としての生き残りをかけている。紛争や差別、旱魃の結果、都市部の人口が増えるにつれて、Beja族の民族感情は高まっている。ダルフル地方の人々と同様、Beja族は非アラブ系の民族である。（FMR2005年11月発行47号掲載記事「和平プロセスから排除されるBeja族」）[32a] (62ページ) IRINは2005年5月4日付記事の中で、Beja族について次のように伝えている。「元来遊牧民であるBeja族は、Port Sudan郊外の貧民街に住んでいる。飢饉で牛を失い、1980年代に機械化された農業の導入で土地を奪われた結果、彼らは港付近に移住し港湾労働者として働くようになった。」[10ag]
- 17.19 Beja族の居住地域は、南北間の内戦及びエリトリアとエチオピアからの難民の流出による影響で破壊されてしまった。250,000人以上の南部の人々が、内戦や伐採、水資源の過剰開発から逃れるために彼らの住む地域に移住してきた。SPLMがスーダン東部の首都Khartoumの政権に対して第二戦線を投入したとき、300,000人以上のBeja族は戦闘の激化によって家を奪われ、現在はPort Sudan及びKassalaの都市部の掘っ立て小屋で暮している。[32a] (62ページ)
- 17.20 Beja族は主に、Bishariyyin族、Amar'ar/Atmaan族及びHadendowa族の3つのグループから構成されている。彼らの生活は*silif*と呼ばれる慣習法によって規定されており、この法はBeja族の伝統的な価値観に基づいた複雑だが柔軟性のある規則を集めたものである。*Silif*には、資源の使用及び分配、天然資源の共同使用（家畜用の土地、水供給場、耕作地または薪）、争い事の解決及び大きな社会行事における相互依存関係（誕生、結婚及び葬儀）について規定している。*Silif*に明記された明確

な土地に関する権利規定 (*asl* and *amara*) のおかげで、土地を巡る争いが最小限に抑えられており、土地に関する権利の管理を委任されている部族当局の調停によってさらに支えられている。しかし、この制度の弾力的な効力は、多くの外的要因によって過去 30 年から 40 年の間に著しく弱まっている。 (2005 年 9 月英 NGO 団体 Save the Children) [24b] (12-13 ページ) *asl* とは、ある一定の土地及び部族全体のために先祖から受け継がれた資源に関する慣習法である。また、 *amara* とは、 *gwadab* と呼ばれる納付金の支払いと引き換えに、他の部族の *asl* に基づいてその部族が牧草地、水及び耕作可能な土地を使用することができる用益権のことである。 [24b] (12 ページ)

- 17.21 2005 年 1 月、 Port Sudan に集まった Beja 族のデモ隊は、権力、富及び資源の平等な配分を求める要求リストを Red Sea State の知事に提出した。彼らの抗議運動は暴力によって粉砕され、 40 名のデモ参加者が死亡した。スーダン政府は、 Beja 族が石油の輸出を妨害しているという間違った主張を展開してその武力行使を正当化した。独立した調査委員会を設置して、 Beja 族議会代表を解放するように求める AI の政府への要求は無視された。国連はダルフルでの虐殺及びレバノン大統領の死について調査しているが、 Beja 族への暴力を行った勢力を裁判に訴えるための行動は取っていない。 (FMR2005 年 11 月発行 24 号掲載記事「和平プロセスから排除される Beja 族」) [32a] (62 ページ)
- 17.22 ICG が 2006 年に発表したある報告書には、次のように記載されている。 「東部は国内の他の大部分の地方と同様、教育、保健及びその他のサービスに関して政府からわずかな投資を受けるのもとなっている。スーダンの中央集権体制の下では、連邦当局が歳入及び州への予算配分と予算目的に関してほぼ独占的な権利を与えられている。」 [14b] (3 ページ)
- 17.23 また、 ICG の 2005 年 5 月 20 日付報告書には次のように記述されている。 「 1990 年代以来スーダン東部では、南部最大の武装グループである SPLM 及び NDA 東部を拠点とする Sudan Alliance Forces 及び野党の武装勢力を支持する Beja Congress の分派を含むエリトリアを中心とする北部の野党勢力を統括する) によって構成される野党の武装勢力と政府との間で、散発的な戦闘が続いている。特に Hameshkoreb 周辺及びエリトリア国境付近の一帯は、武装勢力の支配下に置かれている。」 [16j] (1 ページ)

- 17.24 2005 年 1 月下旬及び 2 月初旬にかけて、英 BBC、SHRO-Cairo、AI、IRIN 及び SOAT の 5 団体はそろってスーダン東部の Port Sudan におけるデモ参加者の死亡及び逮捕について報じた。[9m] [10u] [17b] [16h-16i] [15k] (16-20 ページ) BBC は 2005 年 1 月 29 日、次のように伝えて いる。「東部の部族（主に Beja 族）は 3 日前に富及び権力の配分拡大 を含む要求リストを知事に提出した、とロイター通信は伝えた。[9m] 同 通信社の報道では、要求リストを提出したのが Beja Congress のメンバ ーなのかどうかは明言されていないが、Beja 族は政府に対して、Beja Congress をスーダン東部の人々の唯一の代表として認めることを望ん でいる。[9m]
- 17.25 同報道はまた次のように伝えている。「Beja 族の地域における自治拡大 を求めるデモが Port Sudan で暴動と化した結果、治安部隊はそれに対 して銃撃を行ったと言われている。」[9m] SHRO-Cairo は次のように報 じている。「警察は殺害した市民の住む地域にまで入り込んできており、 女性 2 人と多くの子供が警察の小火器によって殺された。」[17b] AI は 暴動と化したデモの鎮圧に対する過剰な武力行使を非難し、手榴弾によ って家屋が破壊されていることを報じた。[16h] SOAT は 2005 年 2 月、 殺害された人々の詳細について報じ、拘束されたデモ参加者の数や人々 が拘束されていると見られる場所について伝えている。[15k] (16, 20 ページ)
- 17.26 SOAT は 2005 年 5 月、JEM は EF 及び FL の一部であり、東部で活発 に軍事活動を展開していると伝えた。[15y] IRIN も 2005 年 5 月、非ア ラブ系の Beja 族出身の小さな反乱グループがエリトリア国境付近で活 発に活動しているが戦闘は散発的で小規模に留まっていると報じた。 [10ag] IRIN は 2005 年 6 月、最近東部で政府と衝突したスーダンの反乱 势力が、首都 Khartoum 政府がエリトリア国境付近で爆撃機を使って市 民を攻撃していることを非難したと報じている。[10ah] 英 BBC は 2006 年 1 月、反乱勢力側の未確認情報として、政府軍が主な拠点である Hamesh Koreb に対して戦闘機及び大砲を使っての攻撃を展開しており、 子供 2 人が死亡したと伝えた。[9d]
- 17.27 「2005 年 1 月の Port Sudan での虐殺事件以来、政府は東部に多くの資 金を費やしている。2 月に政府は、道路及び橋梁建設に関する前大臣で あり、現在 Red Sea State の知事である Mohamed Tahir Aila 氏が議長 を務める委員会を派遣し、開発支援を約束した。部族間、宗教的及び政 治的指導者のほとんどが出席し、NCP が主催して 4 月に行われた会議

で、al-Zubeir Ahmed al-Hassan 財務大臣はこれから 3 年間で 8,800 万ドルを拠出すると確約した。」（2006 年 1 月 5 日付 ICG 報告書「スーダン東部の平和救済」）[14b]（11-12 ページ）

17.28 ICG はさらに、同地域の主導的な政治勢力である Beja Congress の立場を弱め、Beja 族と非 Beja 族間及び Beja 族の中の異なるグループ同士の間に不信感を植え付けようとする当局の意図についても報じている。例えば、政府当局の情報員及び以前の Tigre 語を話す Beja 族グループと通じた報道機関は、Beja Congress は単に同民族の利益を代表することのない TuBedawiye 語を話す人たちの集まった機関にすぎないと主張している。[14b]（12 ページ）

17.29 ICG 報告書にはさらに次のように記載されている。

「NCP にも、さらに暴力的な戦術に訴えてくる可能性がある。Eastern Front の活動を監視し、第一の抵抗勢力として機動することができる地方の武装部隊を創設するために、部族間の指導者たちがお金と武器と引き換えに民兵を徴集する動きが増しているという報道が一貫して寄せられている。Janjaweed のようなグループを結成しようという試みの大部分は、いまだに成功した例が見られないが、おそらくその理由は、共同体間での分裂はあるけれども、東部の部族は Beja 族国家の一部として社会的・経済的に相互依存関係にあるという強い意識を共有していることが考えられる。彼ら部族の民兵の存在感は弱く、月に一度納付金の徴収に集まるだけである。それにもかかわらず、その政策及びそれが元になって生じる噂が、民間人の間に武器及び恐怖感を広める力になっているのだ。」[14b]（12 ページ）

17.30 *Sudan Tribune* 紙は 2006 年 3 月 7 日、International Rescue Committee (IRC) の一時的な活動休止について伝え、これは政府による圧力が原因であるという反乱勢力の主張を報じている。

「EF が記者団に向けて発表した書簡には、Khartoum の政府から首都での活動を停止するように命じられたという IRC のコメントが書かれている。この突然の活動停止によって、同団体の進めている保健、教育、家畜への治療、水及び現地の再建支援計画に直接支えられている 45,000 人の人たちの人道援助に混乱が生じている、と反乱勢力側の発表は伝えた。同団体の排除についての理由は明らかにされておらず、スーダンの Humanitarian Affairs Ministry 職員はコメントするのを断った。」[12g]

17.31 しかし、IRC は同じ日の記者会見で次のように発表した。

「IRC は、反政府勢力が支配するスーザン北東地域での人道援助活動停止を決定しており、一方で、同地域への新たな接近ルートについて交渉している。今までのところ、IRC は隣国エリトリアを通じて少数民族 Beja 族への基本的な健康支援、きれいな水、衛生面及び教育面でのサービスを提供しており、それが唯一の人道支援のためのルートである。IRC が一時的に活動を休止する決定を下したのは、当該地域へのアクセスを得るためにスーザン政府当局との現在進行中の交渉を考慮して、エリトリアからの越境活動をやめるようにという国連スーザン派遣団からの要請に従つたものである。」[33b]

17.32 IRIN は 2007 年 5 月 14 日、次のように報じた。

「現地情勢を監視する人たちは、東部地域でくすぶり続ける紛争について警告を発しており、特に土着の Beja 族（イスラム教徒だが非アラブ系）の動きや彼らの抱える不満はダルフールの反乱勢力の不満と本質的に変わらないことを強調している。同地域における政府の動きには全く変化がなく、依然として教育及び医療が完全に無視されている、と Beja 族は訴えている。」[10fg]

西スーザン（ダルフール）：Fur 族, Massaleit 族及び Zaghawa 族

17.33 様々な団体による主な報告によると、スーザンのダルフール地方における 3 つの主要な非アラブ系グループには、Massaleit 族 (Masalit)、Fur 族 (Four) 及び Zaghawa 族 (Zaghawa) があるという。[6e, 6i] [3d] [19g, 19h] [17a-17b] HRW は 2005 年 1 月、次のように報じた。「特に時と共に地理的に拡大していくにしたがって、Tama 族、Eringa 族、Berti 族、Bergit 族、Dorok 族及び Tunjur 族等の多くの小単位の少数民族たちも政府民兵組織による攻撃目標とされている。」[19h] FMR の 2005 年 11 月のある記事は、スーザン東部の Beja 族と同じように、アラブ系の中心勢力と戦っているダルフールの定住民族について伝えており、程度の差こそあれイスラム教徒でアラブ化されているけれども、彼らは現在自分たちを非アラブ系と考えており、民族的な理由から周辺に追いやられ差別されていると主張している。[32a] (8 ページ)

- 17.34 SOAT 及び SHRO-Cairo は 2004 年、2005 年及び 2006 年にかけて、同地域の不安定な状況及びダルフール紛争に関連した人権侵害について報じた。[16k, 15e-15g, 15l-15m, [17a,17c, 17k-17l] SHRO-Cairo Human Rights Quarterly は 2005 年 3 月から 11 月の間に同地域で起きた人権侵害について詳細に伝えており 2005 年 9 月に SOAT が発表した声明には次のように明言されている。

「このような攻撃を誰が誰に対して始めたのかに関わらず、SOAT は反乱勢力及び政府の両陣営に対して、直ちに全ての軍事行動を止め、また停戦協定の度重なる違反についても即刻停止するように強く求める。全ての紛争当事者による約束履行違反は、さらに広い範囲にまで及ぶ許されざる重大な結果を招くことになり、特に現在ナイジェリアの首都 Abuja で行われている和平交渉は完全に崩壊してしまうことになるだろう。最も重要なのは、治安の悪化によりダルフールにいる多くの IDPs の状況がさらに混乱し、犯罪、強盗及び無法行為の拡大へとつながる刑罰からの免除の雰囲気を助長する危険性である。」[15z]

- 17.35 国連事務総長は 2005 年及び 2006 年にかけてダルフールの状況について一貫して報告を続けており、2007 年 4 月時点で、同地域の治安及び人道状況、人権侵害及びそれに伴う人権保護の問題について月例報告書を安全保障理事会に提出していた。[6w, 6l-6o, 6f, 6x, 6p, 6r, 6y, 6ag]

- 17.36 これらの報告書の中には、ダルフール紛争を過剰に単純化したものもある。民族の違いによる著しい分裂もあるが、必ずしもそれが事実とは限らない。[16e] [19g-19h] 例えば、アラブ系グループの中には反乱勢力と戦っているものもあれば、アフリカ系部族の中には政府の民兵組織に入っているものもある。[16e] (32 ページ) 部族の土地所有権及びダルフール地方の希少な天然資源へのアクセスに基づいた注目すべき協力関係も存在する。[16e] (22-24 ページ) 自らの故国を持たない部族は主に政府と連携しているようであり、故国を持っている部族は反乱勢力と同盟関係を築いている。[16e] (20, 24 ページ)

- 17.37 国連事務総長へのダルフールに関する国際調査委員会報告書(Preport of the International Commission of Inquiry on Darfur to the United Nations Secretary-General)には、ダルフール紛争に関連して *Janjaweed* という言葉の多くの異なる使い方が記載されており、同紛争は単に部族的な要素のみで起こっているわけではないことを詳細に説明している。

「 *Janjaweed* という言葉がアラブ系民兵組織を表すために使われているからといって、全てのアラブ系の人たちが *Janjaweed* 側に立っているというわけではない。実際、ICIIはダルフールの多くのアラブ系の人たちが *Janjaweed* に反対していることを確認しており、アラブ系の人たちの中には、アラブ系の司令官やその Misseriya 族及び Rizeigat 族出身の部下等の反乱勢力と戦っている者もいるのである。同時に、多くの非アラブ系の人たちは政府を支持し、その軍に入っているのである。従って、ダルフール紛争の被害者が *Janjaweed* という言葉を口にする場合、“アラブ系”一般ではなく、彼らの村を襲い暴力を振るっているアラブ系の“民兵組織”（原文で強調されている語。原文参考文献 annex I 参照）を指しているのだ。」 [6e] (32 ページ)

17.38 2004 年 11 月発行の HRW のある報告書には、表面上 *Janjaweed* が、同じ部族的素性を持つグループから *Janjaweed* 虐待に対する責任がある指導者を含めて軍を撤退させているという理由から、SLA が特定のグループを標的にしたと記述されている。 [19h] (32-38 ページ) UN ICI Report によると、公式及び非公式政府メンバー、反乱勢力、伝統的な部族紛争及び武装して強盗行為を犯す者たちは皆、報告されている犯罪の中に含まれているという。しかし、政府軍及び *Janjaweed* が犯したと伝えられている犯罪件数は反乱勢力によるものと報告されている件数をはるかに上回っている。 [6e] (55 ページ)

17.39 UN ICI Report にはさらに次のように記載されている。

「何百件もの犯罪が報告されており、その中には、民間人の殺害、虐殺、即決処刑、強姦及びその他の性的暴力、拷問、拉致、財産及び家畜の略奪、村の意図的破壊及び放火が含まれている。わずかな例外を除いて、これらの犯罪は反乱勢力の具体的な活動に関連した軍事的な正当性なく行われたものだと報告されている。この事実により、政府及び *Janjaweed* の共通のまたは具体的な目的及び利益を達成するために、民間人がそれとわかっているながら意図的に狙われたのだという一般的な認識が現地で取材を続ける人たちの間に広がっている。」 [6e] (54 ページ)

17.40 同報告書は続けて次のように述べている。

「アフリカ系部族の中で、ある特定の地域に人口が集中している Zaghawa 族、 Fur 族及び Masaalit 族が集中的に標的にされた。この理

由は一般的には、ダルフール地方の 2 つの主要な部族が民族的にアフリカ系であり、これら 3 つの部族に由来しているということである。そのため、狙われた地域の破壊及び部族追放の大きな目的は、先手を打つことで反乱勢力支持の可能性をつぶそうというものだったと結論づける現地取材陣もいる。」[6e] (56 ページ)

- 17.41 2005 年 1 月発行版 HRW 報告書は「狙われた Fur 族：ダルフールの大量虐殺」(Targeting the Fur: Mass Killings in Darfur) と題して、次のように伝えている。

「これらのグループに対して加えられた暴力の多くは、民族的要因を理由として民間人に意図的及び組織的に向けられたものであるため、人間性に対する罪及び戦争に関する犯罪となる。その中には特に目立って異常なレベルの暴力もあり、特定の地域の市民を狙って行われた意図が読み取れるものもある。これらの犯罪は全て、詳細に調査すべきものであり、大量虐殺を含めた極めて重大な国際的犯罪として告訴されるべきものである。」[19h] (3-4 ページ)

- 17.42 AI は 2007 年 1 月 17 日、次のように報じている。「政府の支援を受けている民兵組織 Janjaweed は、明らかに反政府軍勢力を支持していると見られる西ダルフールの 3 つの村を襲うと脅迫している。1 月 15 日、Janjaweed の銃撃部隊は、薪を探しに出た村人に対して 72 時間以内に村からでなければ村を攻撃するという警告を発したと報じられている。村人が貴重品を持って村を出ていくとき、Janjaweed はその数人から持ち物を奪った。彼らは近くの他の 2 つの村を襲う計画を立てていると報じられており、そのそれぞれの村付近に結集している。攻撃が加えられれば民間人に死者が出ると見られる。」[16z]

- 17.43 同報告書はまた、アフリカ連合ダルフール派遣団には民間人を守る義務が課されているとも伝えている。「彼らは民間人への攻撃が迫っているとわかっているときでも、被害を防げないことが頻繁にある。脅迫されている村人たちは Erenga 族の人々である。過去 3 ヶ月の間、彼らは何度も Janjaweed の攻撃に遭っており、その理由は、同地域の人たちがダルフール和平協定 (DPA) を拒否する反政府武装勢力を支持していると政府が考えているからと見られる。」[16]

- 17.44 同報告書はさらに、Janjaweed が乗組員及び医薬品を積んだトラックを襲った 2006 年 12 月 9 日、少なくとも 37 人が死亡し、10 人が負傷した

と伝えている。トラックは西ダルフールの首都 Al-Geneina から Sirba 村へ向かっている最中だった。馬に乗った *Janjaweed* のグループがトラックを待ち伏せし、運転手を射殺したのだった。彼らはさらに、ロケット式の手榴弾をトラックに投げつけて、燃料タンクに火をつけた。彼らが逃げていく人々に対して銃を発射した際、多くの死者が出た。[16]

- 17.45 ReliefWeb は 2007 年 7 月 31 日、戦争によって引き裂かれたスーダン西部のダルフール地方で最近起きたアラブ系部族同士の衝突により、少なくとも 34 人が死亡したと伝えている。「同部族は放牧の権利及び家畜用の土地を巡って争っており、2 月に結ばれた停戦協定を 7 度も破ってきた経緯がある。最もひどいのは、4 月に Rzigat 族が Torjam 族の村で 62 名を殺害した事件である」とある部族長は語った。[68b]

遊牧民グループ

- 17.46 英 BBC と IRIN はそれぞれ 2005 年 9 月及び 10 月、紛争によってダルフールの遊牧民たちが現在直面している問題について伝えた。[9o] [10ai] 両団体とも、現地の不安定な状況により彼らの移動の自由が制限されているため、遊牧生活が脅かされており、彼らが *Janjaweed* を支持している、あるいは少なくとも政府を支持していると思われているために、遊牧民の社会が反乱勢力の攻撃の脅威にさらされていると報じている。[9o] [10ai]

- 17.47 IRIN の報道はさらに次のように伝えている。

「北ダルフールの 90 パーセント、特に田舎は SLM/A の支配下にある、とある現地取材員は語った。そのため、遊牧民たちが自由に移動できる余地はほとんどなく、頻繁に襲われているのだ。Riziegat-Aregat 族の Abdul Abasar Soror Wakir 氏は、SLM/A が遊牧民社会を頻繁に襲うには多くの理由があると指摘し、次のように語った。『彼らは戦争用の食糧にするために、我々の動物を奪っていき、我々を土地から追い出して自分たちのものにするのである。また、彼らは我々を *Janjaweed*、殺し屋、強姦魔、女性や子供を拉致する者だと考えている。さらに、我々は政府を支持していると考えられており、それ故に牧草地と水を手に入れられなくなり、それが争いの原因になるのだ。我々には、地域社会を守ってくれる若者のグループがある。我々は政府に頼ることもないし、自分たちを守る銃も持っている。しかし、遊牧民の自衛グループと *Janjaweed* の間には何の関係もなく、*Janjaweed* は農民や遊牧民を襲う

単なる盗賊に過ぎない。Aregat 族も何度も Janjaweed に襲われたことがある。奴らは盗人だ。どの部族でも無差別に襲ってくる。盗めるタイミングがあったら、いつでも盗みに走る』。」[10ai]

大量虐殺の問題

- 17.48 スーダン政府は調査委員会を設置し調査を実施したところ、ダルフールで重大な人権侵害が行われたが、ニュース報道、国際機関及びその他の国々によって伝えられているほど広範囲で組織的なものではなかったことがわかった。[5b] 2005年2月に駐英スークダ大使館のウェブサイトに掲載された調査報告書は、同地方での虐殺に加わった者全てに罪があることを指摘している。[5b] 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「同国政府の人権実施状況は劣悪なものであり、ダルフールでの大量虐殺が続けられていることを含めて重大な問題が多数発生している。その責任は、政府及び *janjaweed* にある。」[3a] (第1節g) さらに、ダルフールで活動している全ての者が国際法及び国際人道法に違反しているが、その中でも政府及び *janjaweed* は同地方での大量虐殺に対して責任を負っている。[3a] (第1節g)

17.49 問題の第一の構成要素に関することとして、宗教（イスラム教）及び言語（アラビア語）の共有、高い部族間結婚及び共存率によってダルフールにおける「アラブ系」及び「アフリカ系」の分裂の基準となる部族間意識が曖昧になってきていることを、同報告書は指摘している。[6e] しかし、近年部族間の違いに対する意識が高まっており、当初は各部族のアイデンティティの重要な基礎となっていた差異へと広がっている。部族間の溝の広がり及び中央政府当局に対する反乱勢力の政治的二極化が、各部族のアイデンティティの問題にまで発展していくようになった。[6e] (130 ページ) その結果、ダルフールでの被害者となった者たちは主観的に守られていると考えられていたグループだった。[6e] (p130)

17.50 次に、最初から大量虐殺を行うという意図があったのかどうかという第二の構成要素について、同報告書は次のように記述している。「虐殺の規模、攻撃、殺人、部族の追放、強姦といったものが持つ組織的性質及びアフリカ系部族だけに向けられた犯行者による民族的意図の濃い声明等の事実から浮かび上がる要素の中には、大量虐殺の意図があったことを示唆するものもある。しかし、逆に大量虐殺の意図がなかったことを示唆する要素もさらに多く存在するのである。」[6e] (130 ページ)

同報告書が指摘する大量虐殺の意図がなかったことを示唆する要素とは、攻撃及び殺人に関する選択及び明白な理由、政府が国際人道機関による援助を認めているキャンプに IDPs が集まることができる、といったものである。[6e] (130-132 ページ)

17.51 しかし、UN ICI は次のように指摘している。

「政府当局がダルフールにおいて大量虐殺の意図を持った政策を直接的または支配下の民兵組織を使って行ったわけではない、という上記の結論が下されたからといって、同地域で繰り広げられた犯罪の重さから決して目をそらしたり軽んじたりするべきではない。既に述べられている通り、大量虐殺が必ずしも最も重大な国際犯罪であるわけではない。状況次第では、人間性に対する犯罪や大規模な戦争犯罪等の国際法違反も大量虐殺と同様に重大かつ憎むべき犯罪であることも考えられる。

(原文で強調されている箇所。原文参考文献 annex I 参照) これこそまさにダルフールで起きたことである。極めて大規模な大量虐殺が行われ、犯罪を犯した者はいまだに罰せられていないのである。」 [6e] (132 ページ)

17.52 Save Darfur Organisation は 2007 年 5 月 3 日、自らのウェブサイトの最初のページで「ダルフール大量虐殺を止めさせる」 (Help Stop the Genocide in Darfur) と題する記事を掲載し、スーダンの同地方で既に 250 万人が家を追われたことを伝えている。また、難民たちは現在、飢餓、病気及び強姦の危機にさらされており、ダルフールに留まっている人たちも土地からの追放、拷問及び殺害の危険に直面している。[69a] さらに何万人もの人々が殺される前に、この大量虐殺を止めるために我々は直ちに毅然と行動しなければならない。[69a]

17.53 2007 年 6 月、Save Darfur Organisation は「ダルフール大量虐殺」と題する短い記事を発表し、その中で次のように述べている。「ダルフールの住民の全てが暴力、殺人、強姦及び拷問にさらされている。首都 Khartoum の政府がどのようにして戦争をしかけたかを表すものとして、スーダン軍は戦闘機の多くを白く塗っており 国連人道援助用の飛行機と同じ色 これは国際人道法違反である。これでは飛行機が近づいてきたとき、村人たちはそれが援助物資を積んだものなのか爆撃にやってきた敵のものなのかわからない。実際、後者のことのほうが多いかったのだ。」 [69b]

中央スーダン：Nuba Mountains

17.54 Europa 2005 は、SPLM/A 及び政府が 2002 年 1 月にスイスで 6 日間にわたって行われた交渉の結果、Nuba Mountains での 6 ヶ月間の停戦更新に合意したことを報じている。[1a] (1094 ページ) IRIN の報道によれば、停戦の結果、国際的な軍隊の設置、戦闘停止及び暴力の抑制、人道団体の現地への訪問及び支援実施、SPLM/A 支配地域における食糧安全事情の深刻な悪化状況監視が行われることになったという。[10aj] (1-2 ページ)

17.55 2005 年 6 月、AP 通信の伝えた次のような記事が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。

「1983 年から 2005 年にわたる内戦は、スーダン中南部の Nuba Mountains の人々に悲惨な結果をもたらすものだった。政府を支持する北部と反政府勢力側を支持する南部の間に挟まれ、同地域の住民の半数以上がその土地から逃げ出した。しかし、過去 3 年間の停戦の間に、現地の生活はほぼ正常なレベルにまで回復し、人口も 720,000 から 140 万へと 2 倍に増えている。1 月 9 日に調印された和平協定の下で、国連は今月 Joint Military Commission から業務を引き継ぎ、スーダン南部、Nuba Mountains、Blue Nile 及び Abyei の名で知られる地域に平和監視団を派遣している。」[35a]

17.56 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「非アラブ系イスラム教徒及びダルフールや Nuba Mountains 等に住む与党とのつながりを持たない部族及び派閥出身のイスラム教徒は、自分たちは第二市民階級として扱われてあり、政府関連の仕事や北部及び政府支配下の南部での公共事業において差別されていると主張している。[3a] (第 2 節 c) また、民間当局や組織が活動していない南部及び Nuba Mountains では、適切な司法手続きが行われていない。複数の信頼できる報道によると、これらの地域の部隊は犯罪容疑を持たれた者を特に公共の秩序に対する犯罪で簡易裁判にかけ罰しているという。」[3a] (第 2 節 e)

17.57 SHRO-Cair は人権報告書の中で、2005 年 3 月から 11 月における人権侵害について次のように記述している。「何十人の市民がひどい暴行に遭い拷問にさらされており、拘束による非人間的待遇の被害となっている。Nuba Mountains 及びダルフールの辺境地域出身の学生たちが最

もこのような虐待の対象となりやすい。」[17a]（拷問及び拘束による殺害）

17.58.1 国連事務総長は 2005 年 9 月、Nuba Mountains での緊張状態は一貫して続いているが、全体的な情勢は安定していると報告している。[6k]（1 ページ）

南スーダン：Dinka 族、Nuer 族及び Shilluk 族

17.59 Dinka 族は、牛を家畜として生活しているアラブ系部族たちと緊密な関係にあることによって攻撃に遭いやすく、その結果、男たちが殺されたり、多くの女性や子供が拉致及び奴隸の被害となったりしている。（1997 年発行 World Directory of Minorities）[36]（458 ページ）

17.60 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「南部、特に Upper Nile 東部において部族間での女性及び子供の拉致が行われているという報道が時々流されることがある。このような拉致は伝統的な戦闘の一部として行われており、勝た方の部族が戦利品として女性及び子供を奪っていき、自らの部族へと引き入れようとすることが頻繁に行われているのだ。交渉を通じて、このようにして拉致した女性を返すための伝統的な方法もある。女性たちの多くは強姦され、元の部族の下へと帰るよりも拉致部族との“結婚”を“選ぶ”ことになる。女性たちは元の部族の下へと帰ったところで、失格の烙印を押されるだけなのである。Dinka 族及び Nuer 族間で続く戦闘あるいは Nuer 族内部での争い等、少数民族間の度重なる戦闘による死者が出ている。」[3a]（第 5 節）

17.60 Anti-Slavery International のウェブサイトに掲載されたスーダンに関する日付未詳のある記事は、1986 年から 2002 年にかけて同国で 14,000 人の男性、女性及び子供が拉致され、強制的に奴隸にされていることを伝えている。[72a]

「スーダンで暴力的に捕らえられた何千人の女性及び子供たちは、家内労働、牛の放牧、農業等の強制労働及び強制結婚や強姦を含む様々な虐待を強いられている。その中には、贈り物として他人に売られたり譲られたりする者もいれば、例えば農業労働者として使われたりする者もある。支払われたお金は彼らの主人に与えられる。多くの場合、拉致さ

れた人たちは肉体的虐待を加えられたり、食糧及び飲み物を与えられない等の虐待を受けている。故郷から引き離され、人も文化も言語も全くわからない地域へと連れて行かれることで、特に拉致された子供等は極めて虐待に遭いやすい状況に置かれており、故郷への帰還及び家族との再会に関して複雑な問題が生じている。」[72a]

- 17.61 英 BBC、IRIN、FIDH、SOAT 及び FCO は、2005 年 7 月の終わりの爆撃による John Garang 氏死亡に関する政府発表に続いて、首都 Khartoum、Juba 及びその他の町で南部のアフリカ系スーダン人と北部のアラブ系スーダン人の間で 3 日間衝突が続き、死者が出たことを報じている。[9a] [11ak] [38a] [15aa-15ab] [4a] Garang 氏の後継として Salva Kiir 氏が就任した。(2006 年 9 月 18 日付 BBC Timeline)[9a] (4 ページ) IRIN は 2005 年 8 月 5 日、ICRC による報告として次のように伝えている。「スーダンの首都 Khartoum 及びその他の多くの町で 3 日間続いた暴動で、合計 130 人が死亡したが、その後首都の情勢に落ち着きが戻った。」[10al]
- 17.62 国連事務総長は 2005 年 12 月のスーダンにおける人権状況に関する報告書の中で次のように述べている。「Abyei において、国連スーダン派遣団は何年も行われていなかった Dinka Ngok 族及び Missiriya 族指導者間の会議を調整し、Dinka Ngok 族の農業地帯を通って遊牧民 Missiriya 族が季節移動することや両部族間の紛争につながる恐れのあるその他の問題について話し合いが持たれた。両指導者は、遊牧民及び農業部族間の問題解決のためにかつて 1960 年代には年 2 回行われていた部族間会議を復活されることで合意した。」[6c] (4 ページ)
- 17.63 国連事務総長報告書にはさらに次のように記載されている。

「Equatoria 州では、多くの部族間闘争が危険な暴力へと発展しており、スーダン南部における治安の悪化を助長している。11 月の初めに Equatoria 州西部の Yambio で起こった Zande 族及び Bor Dinka 族間の衝突により、何十人もの市民に死者が出た。さらに、11 月中旬には Dinka 族及び Moru 族間でも争いが起り、Equatoria 州西部の Mundri County で 18 名の民間人が死亡した。Mundri 近くで 12 月の最初の週に起きた Moru 族及び Mbororo 族間の戦闘では、15 名の民間人が死亡した。」[6c] (4 ページ)

17.64 Sudan Net は 2007 年 8 月 16 日、スーダン南部 Jonglei の部族間で 2007 年 7 月に家畜の牛への攻撃が起こり、56 人が死亡し、さらに 16 人が負傷したと伝えた。これは、過去何年間もの間ににおける最悪の衝突である。家畜の牛への攻撃及びそれに対する報復による殺人が何十年間も続いているが、Philip Thon Leek 知事は、北部政府及び南部の反政府勢力間の争いを終結させる 2005 年 1 月の和平協定調印以来、最悪の結果であると語った。同知事は、衛星電話でロイター通信に対し同州の部族について触れ、死亡者の中には Murle 族 27 名及び Lou Nuer 族 29 名がいることを明らかにし、戦争中も戦争終結後も銃が簡単に手に入ることで、暴力が拡大していると語った。[57e]